

国士館史関係資料の翻刻並びに補註

第三卷

凡例

- 一 ここには、国士館史編纂のために調査収集した資料のうちから、翻刻・校訂と補註が終了し、重要度が高いものを順次紹介する。
- 一 資料には、巻別に適宜、通し番号と表題を付し、その下に（ ）で出典を略記した。
- 一 資料は、漢字・仮名遣いとも、できるだけ原本に忠実に翻刻したが、一部に句読点を補い読みやすく改めた。
- 一 資料中の漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、常用漢字にないものおよび地名・人名などの固有名詞で特に必要と認められたものは、原本のままとした。
- 一 現在では読みにくくなった語句には、平仮名でふりがなを付したが、もともと原本にあるふりがなは片仮名で表記した。
- 一 資料の成立事情及び資料中に使用される用語で意味を解しにくいものには、簡略な補註を付し、読者の理解に資した。
- 一 資料の翻刻・校訂は、国士館史資料室収蔵の原本、ないしは原本から作成した忠実な複製資料によった。
- 一 資料の翻刻・校訂と補註は、阿部昭が担当したが、翻刻・校訂に国士館史資料室の浪江健雄氏の協力を得た。

一 大正一五年二月五日 國士館商業學校設立申請書類

(東京都公文書館所蔵 学事・私立学校・冊ノ一七)

(一) 國士館商業學校設置申請に付、文部大臣宛進達書原本 (東京府公用箋)

寅学一二四八号

大正一五年二月一二日受

財団法人國士館寄附行為変更並私立商業学校設置ノ件

財団法人國士館理事ヨリ標記ノ件申請ニ付、調査候処支障無之モノト認め、別紙進達候条可然御詮議相成度、此段副申候也

年月日 知事

*大正一四年の中学校設置に続き、商業学校設置のための手続が進められた。

(二) 國士館商業學校設立申請書原本

①

〔在原郡役所受付印〕15. 2. 5 教第250号〕〔東京府經由印〕大正15. 2. 6 寅学1, 248〕

商業学設立ニ付申請

今般私儀商業学校設立任り度候ニ付キ御認可被成下度、別紙必要書類相添へ此段申請候也

大正十五年二月五日

東京府荏原郡世田谷町世田谷壹千六番地

國士館理事代表 柴田徳次郎 印

文部大臣 岡田良平殿

②

設置ニ関スル書類

國士館商業學校

一、名称
二、位置
東京府荏原郡世田谷町世田谷一〇〇六

三、学則
別冊ノ通り

四、生徒定員
四百名

五、学級編成予定表

別紙ノ通り

六、開校年月

大正十五年四月

七、収入予算表

別冊ノ通り

八、職員数及俸給額予定表

別紙ノ通り

九、寄附行為

別紙ノ通り

一〇、設立区域内ニ於ケル当該実業情況

別紙ノ通り

一一、校地校舎

別紙函面ノ通り

(以上)

③

國士館商業學校學則

第一章 総則

第一条 本校ハ商業學校規程^{*1}ニ基キ商業ニ関スル須要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ヲ四箇年トス

第三条 本校ノ授業ハ夜間（自午後五時至午後九時）之ヲ行フ

第二章 学科課程及授業時数

第四条 本校ニ於テ授ケル学科目ハ修身、読書、作文、習字、数学、地理、歴史、農業大意、英語、法制、経済、商事要項、簿記、商品、商業実践及体操トス

第五条 学科課程及毎週授業時数左ノ如シ

学科課程及授業時数表

簿記	商事要項	経済	法制	英語	農業大意	歴史	地理	数学	習字	作文	読書	修身	学科目	学年
													時数	毎週
				五	一	二	二	五	一	一	四	一	第一学年	毎週
				普通英語		外国歴史	内外(商業)地理	商業、算術 珠算、代数	楷、行、草	商業文	普通文	国語、漢文	普通道德	毎週
四	三			五	二			四	一	一	二	一	第二学年	毎週
商業簿記	商事要項			同上				同上	同上	商業文	同上	同上	毎週	
二	三	二	二	五	二			三		一	一	一	第三学年	毎週
銀行簿記	同上	経済通論	法制大意	商業英語 同上				商業、算術 珠算、幾何		同上	同上	商業道德 同上	毎週	
二		三	二	四	一	一	四				一	一	第四学年	毎週
工業簿記	英文記帳	同上	商業法規	同上		商業史	地理概説	同上			同上	同上	毎週	

商 品								
商 業 実 践								同 上
体 操	二 一							実 内 外 商 業 実 践
計	二 四		二 四			二 四	一	

第三章 学年、学期及休業日

第六条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自翌年一月一日 至三月三十一日

第八条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、大祭祝日

二、日曜日

三、夏季休業 自七月二十一日 至八月三十一日

四、冬季休業 自十二月二十五日 至翌年一月七日

五、学年末休業 自三月二十六日 至四月七日

六、本校創立記念日 十一月九日

(二六字消ス)
前項ノ外府知事ノ許可ヲ受テ臨時休業ヲナスコトアルベシ

第四章 入学及退学

第九条 入学期ハ学年ノ始メトス

但シ時宜ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十条 第一学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ、年齢滿十四年以上ニシテ高等小学校ヲ卒業シ或ヒハ又試験ニヨリ

コレト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタル身体健全、操行善良ナル者タルヘシ

第十一条 前条入学志願者募集人員ヲ超過シタルトキハ高等小学校卒業程度ニヨリ読書、作文、習字及算術

ノ試験ヲ行ヒ入学者ヲ選抜ス

第十二条 第二学年以上ニ於テ欠員アルトキハ、相当年齢ニ達シ本校前各学年各学科目ノ試験ヲ課シ之ニ合

格シタル者ヲ入学セシムルコトアルヘシ

第十三条 入学志願者ハ第一号書式ノ入学願書及第二号書式ノ履歴書ニ、入学試験手数料金參円ヲ添ヘテ差

出スヘシ

第十四条 他ノ商業学校ヨリ転学セントスル者アル時ハ、該学校長ノ在学証明書及試験成績表ヲ差出サシメ、

欠員アル場合ニ限り無試験ニテ第三学年以下ノ相当学年ニ編入ス

但シ学科目ノ配当ヲ異ニスル場合ハ其学科目ノ試験ニ合格シタルモノタルヘシ

第十五条 入学ヲ許可セラレタル者ハ、戸籍抄本及第三号書式ノ在学証書ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ生徒ノ父母、後見人若シクハ丁年以上ノ一家ヲ立テル男子ニシテ、学校所在地ヨリ三里

以内ノ所ニ在住シ、本人ノ身上ニ関シ一切ノ責ニ任シ得ヘキ者タルヘシ

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ資格ヲ失フニ至リタルトキハ、更ニ之ヲ選定シ速ニ第三号書式ノ在学証

書ヲ差出スヘシ

第十八条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニヨリ退学セントスル者ハ、其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ツヘ

シ

但シ疾病ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十九条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一ヶ年以上欠席シタル者

四、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者

五、出席常ナラサル者

六、授業料ヲ滞納シ督促ヲ受ケルモ尚納付セサル者

第五章 学費

第二十条 授業料ハ年額四十八(二字訂正)五拾円トシテ左記ノ割当ニ依リ分納スヘシ

第一学期 金拾七(二字訂正)円 四月二十日限り

第二学期 金拾七(二字訂正)円 九月二十日限り

第三学期 金拾四円 翌年一月二十日限り

但シ学期ノ中途入学シタル者ハ月割リニヨリ其際之ヲ納付スヘシ

第二十一条 授業料額ニ変更ヲ生シタル場合ハ、次学期ヨリ当該授業料額ニヨリ納付スヘシ

第二十二条 学校ノ休業全学期ニ亘ルトキ、若シクハ疾病其他已ムヲ得サル事故ニヨリ予メ届出ノ上、全学

期ニ亘リ休学スルトキハ、其ノ学期分ノ授業料ハ徴収セス

第二十三条 前条ノ場合ノ外、(マ)病疾其他ノ事故ニヨリ欠席スルコトアルモ、在学中ハ授業料ヲ徴収ス

但シ一旦納付シタル授業料及入学試験手数料ハ如何ナル事由アルモ返付スルコトナシ

第六章 成績査定

第二十四条 各学年学科目ノ成績ハ学年評点ニヨリ之ヲ定ム

第二十五条 学年評点ハ平素ノ成績及試験成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十六条 試験ヲ分チテ学期試験及学年試験トス

第二十七条 学期試験ハ第一学期及第二学期末ニ於テ該学期間ニ履修シタル課程ニ付キ之ヲ行ヒ、学年試験ハ第三学期末ニ於テ該学年間ニ履修シタル課程ニ付キ之ヲ行フ

但シ疾病其他正当ナル事由ニ依リ試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ、願出ニヨリ学年試験ニ限り追試験ヲ行フ事アルヘシ

第二十八条 学科目ノ性質ニヨリ平素ノ成績ヲ以テ試験成績ニ代フルコトアリ

第二十九条 学業成績ハ総テ点数ヲ以テ之ヲ表示シ、百点ヲ満点トシ各学科目四十点以上平均六十点以上ヲ合格トス、操行ハ他ノ学科目ト同シク一学科目トシテ評点算入ス

第三十条 最終学年ノ課程ヲ卒リタル者ニハ第四号書式ノ卒業証書ヲ授与ス

第七章 特待生

第三十一条 品行方正學術優等ナルモノハ月謝ヲ免除スルコトアルヘシ

第八章 賞罰

第三十二条 学力優等品行方正ニシテ他ノ模範トスルニ足ルヘキ者ニハ賞状若シクハ賞品ヲ授与ス

第三十三条 生徒タルノ本分ヲ悖ル者ハ懲罰ニ処ス、懲罰ハ譴責、謹慎、停学及放校ノ四種トス

第九章 補則

第三十四条 本則に規定セラレタルモノノ外、必要ナル事項及本則施行上必要ナル細則ハ学校長之ヲ定ム

附則

本則ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

(第一号書式、第二号書式、第三号書式、第四号書式 略)

*1 商業学校規程 明治三十二年二月七日勅令第二十九号実業学校令第八条及び第十三条に基き、明

治三十二年二月二十五日文部省令第十号として制定され、同年四月一日より施行された。同規程によれ

ば、商業学校には、甲乙二種があり、甲種商業学校は修業年限三か年、ただし一か年以内の延長可能。

授業時数毎週三三時以内。入学資格は一四歳以上、学力は修業年限四か年の高等小学校卒業、又は

これと同等以上とされていた。なお、実業学校令第六条は、「私人ハ本令ノ規程ニ依リ実業学校ヲ

設置スルコトヲ得」と定めている。

④

学級編成予定表

年度	学 年		第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		合計
	学級 及 人員 数	学級	人員数	学級	人員数	学級	人員数	学級	人員数		
大正十五年度	二	二	一〇〇	二	一〇〇	二		二		二〇〇	
大正十六年度	二	二	一〇〇	二	一〇〇				四	三〇〇	
大正十七年度	二	二	一〇〇	二	一〇〇			八	八	四〇〇	
大正十八年度	二	二	一〇〇	二	一〇〇			八	八	四〇〇	

⑤

収支予算表

大正十五年度

収入

一、九千六百円 授業料二百人分

一、参 千 円 町村補助金

一、七百五十拾円 試験手数料二百五十人分

合計壹万参千参百五十円

支出

一、九千六〇円 教職員俸給額

一、六 百 円 雑 給

雑給細目

貳百五円 校医ノ手当

四 百 円 旅 費

一、壹 千 円 備 品 費

一、七 百 円 消 耗 品 費

一、三 百 円 印 刷 費

一、三 百 五 拾 円 廣 告 費

一、九 百 二 十 円 雑 費

(通信・運搬・祝典・接待等)

一、四 百 貳 拾 円 使 丁 給

合計 壹 万 三 仟 三 百 五 十 円

(大正十六年度、十七年度、十八年度収支予算表 略)

大正拾五年ヨリ十ヶ年間町村補助金年額三千円ノ補助アルハ述上ノ如シ、而カシテ大正廿五年マデ二年額二万円ヲ支給シ得ル維持会ヲ組織スル予定。 尙未当校ノ維持小國士館ヲシテモ若シ不足ノ折リハツゲナラバ可クホケ町村ヲ保護スベシ。

⑥

職員数及俸給予定表

年度	大正十五年度					大正十六年度				
	種別	人員俸給	人数	平均月額	俸給高	種別	人員俸給	人数	平均月額	俸給高
校長			一	一二五	一、五〇〇	校長		一	一五〇	一、八〇〇
教諭			四	一一〇	五、二八〇	教諭		六	一一〇	七、九二〇
嘱託			四	三〇	一、四四〇	嘱託		六	四〇	二、八八〇
書記			一	七〇	八四〇	書記		一	七〇	八四〇
合計					九、〇六〇	合計				一三、四四〇

年度	大正十七年度					大正十八年度				
	種別	人員俸給	人数	平均月額	俸給高	種別	人員俸給	人数	平均月額	俸給高
校長			一	一五〇	一、八〇〇	校長		一	一五〇	一、八〇〇
教諭			八	一一〇	一〇、五六〇	教諭		八	一一〇	一〇、五六〇
嘱託			七	四〇	三、三六〇	嘱託		七	四〇	三、三六〇
書記			二	七〇	一、六八〇	書記		二	七〇	一、六八〇
合計					一七、四〇〇	合計				一七、四〇〇

備考 校長ハ教諭ヲ兼任ス。

以上。

⑦

財団法人國士館寄附行為

第壹章 目的及事業

第壹条 本財団法人ハ國士タル人材ノ養成及中学校令ニ依ル高等普通教育、実業学^{（略）}務令ニ依ル商業教育並ニ之等ノ附帶スル有益ナル施設ヲ為スヲ以テ目的トス

第貳条 前条ノ目的ヲ達スル為メニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、専門学者ヲ招聘シテ政治經濟宗教哲學武道ノ講習会ヲ開催スル事
- 二、國士館中學校ヲ設立經營スル事
- 三、國士館商業學校ヲ設立經營スル事
- 四、其他本財団法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ事

第貳章 名称

第參条 本財団法人ハ國士館ト称ス

第參章 事務所

第四条 本財団法人ノ事務所ハ東京府下荏原郡世田谷町世田谷千六番地ニ置ク

第四章 資産ニ関スル規定

第五条 柴田徳次郎、侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル國士館現在ノ不動産ヲ別紙目錄ノ通、本財団法人ノ資産トス

本財団法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年参月拾壹日ニ終ル

本財団ハ参万円ヲ以テ中学校基本金トシ、大正十四年ヨリ向フ五ヶ年内ニ金五万円ニ達セシメント

ス

前項ノ外、商業学校基本金トシテ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ金参万円ヲ蓄積ス

第六条 本財団ノ経費ハ柴田徳次郎カ本財団ニ対シテ寄附スヘキ向フ十ヶ年年額壹万円也及寄附金其他ノ諸収入ヲ以テ之ヲ支弁スルモノトス

第七条 本財団法人ノ資産ハ理事之ヲ管理ス

第五章 役員ニ関スル規定

第八条 本財団法人ニハ七名以内ノ理事ヲ置キ法人ノ事務ヲ処理セシム、理事ハ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第九条 本財団法人ニハ参名以内ノ監事ヲ置キ事務ヲ監査セシム

第拾条 理事及監事ノ任免ハ評議委員会ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第拾壹条 理事及監事ノ任期ヲ參ケ年トシ、欠員ヲ生シタル場合ニハ評議委員会ニ於テ之ヲ選舉ス、補欠役員ハ前任者ノ残任期間ヲ以テ其ノ任期トス

第拾貳条 本財団法人ニハ參拾名以内ノ評議委員ヲ置ク

第拾參条 評議委員ノ任期ハ終身トス

評議員^(當選)ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ、評議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

第拾四条 評議委員ハ本財団法人ニ関スル予算ノ決定決算ノ承認其他重要ナル事項ヲ決議ス

第拾五条 評議委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ、評議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ選任スルコトヲ得

第拾六条 評議委員会ノ決議ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但 會議ニ出席シタル委員過半数ニ滿チタルトキハ決議ヲ為スコトヲ得、評議委員会ハ理事之ヲ招集シ、其議長ハ其都度評議委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第拾七条 本財団法人ニハ顧問五名ヲ置ク

第拾八条 顧問ノ任期ハ終身トス

顧問ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

第拾九条 顧問ハ評議委員会ノ諮問ニ応シ、本財団法人ニ関スル重要ナル事項ヲ審議ス

第貳拾条 顧問ニ欠員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ、評議委員会ノ決議ヲ経テ之ヲ選任ス

第六章 附則

第貳拾壹条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議委員半数以上ノ同意ニヨリ、文部大臣ノ認可ヲ経テ変更スルコトヲ得

大正 年 月 日

財団法人國士館設立者

柴田徳次郎

小村 欣一

寄附財産目録

一、東京府荏原郡世田谷町字世田谷千六番地

所在

本家

木造天然スレート葺平家（講堂） 壹棟

此建坪九拾坪七勺

此見積価格金貳万五千円也

一、全所千参番千六番所在

附属第壹号

木造瓦葺貳階建（本家） 壹棟

此建坪四拾九坪

貳階坪貳拾七坪五合

此見積価格金壹万円也

一、全所千参番千五番ノ四所在

附属第貳号

木造瓦葺貳階建（寄宿舍） 壹棟

此建坪五拾七坪四合貳勺

貳階坪貳拾五坪六合七勺

此見積価格金壹万五千円

一、全所千五番ノ参所在

附属第三号

木造瓦葺平家（道場）

此建坪八拾壹坪

此見積価格金八千円

一、全所千五番ノ壹所在

附属第四号

木造瓦葺平家（物置） 壹棟

此建坪八坪

此見積価格金六百円

一、全所千五番ノ参所在

屋形流附 掘井戸 壹個

此見積価格金参百円

一、全所千五番ノ四所在

屋形流付 堀井戸

此見積価格金参百円

見積価格合計金五万九千式百円也

一、館宅 六棟

一、基本金参万円也

以上

⑧

文部省東普四四式号

國士館設立者

柴田徳次郎

外壺名

大正八年拾月六日申請財団法人國士館設立ノ件、民法第参拾四条ニ依リ許可ス

大正八年壺月七日

文部大臣 中橋徳五郎

⑨

維持委員会（年額）

金六千円

男爵 三井八郎右衛門

金六千円	男爵	岩崎小弥太
金貳千円	子爵	澁澤榮一
金貳千円		安田善次郎
金貳千円		淺野総一郎
金壹千円		日本銀行正副総裁
金參千円		日本郵船株式会社社長
金壹千円		東京電灯株式会社社長
金壹千円		大橋新太郎
金壹千円		山下亀三郎
金壹千円		飯田延太郎
金壹千円		太田清藏
金壹千円		麻生太吉
金壹千円		貝島太市
金壹千円		住友吉右衛門
金壹千円		服部金太郎

金壹千円

神田雷藏

金壹千円

鈴木商店

金壹千円

森村開作

金壹千円

南満洲鉄道株式会社社長

金壹千円

馬越恭平

計金参万七千円也

⑩

設立区域内ニ於ケル当該実業ノ情况

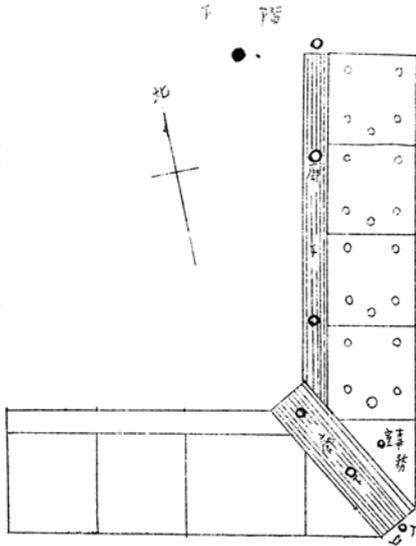
当國士館商業學校ハ澁谷町ノ西西北方一里余ノ位置ニアリ、大震災後急激ナル發達ヲ当地方ニ来シ、今ヤ昔日ノ田園ハ住宅或ハ店舗トナリ、其變化驚ク可キモノアリ、此処ニ於テ東京府西部六ヶ町村長發起トナリ、商業教育ノ急ナルヲ鑑ミ、以テ本校設立ノ挙ニ出デタリ。

本校ハ地高壯ニシテ空氣清ク、学徒ヲシテ能ク研学セシメ得ルヲ信ズ。

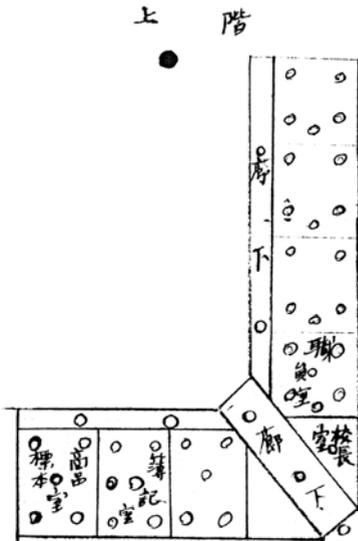
*大正一二年九月一日の関東大震災による被害が、東京・横浜にくらべ比較的軽微であったこと、都心から近く、玉川電車の開通（明治四〇年）以降、交通の便もよくなったことから、旧荏原郡六か

⑪

国士館商業學校々舎図面（大正一五年度現在）

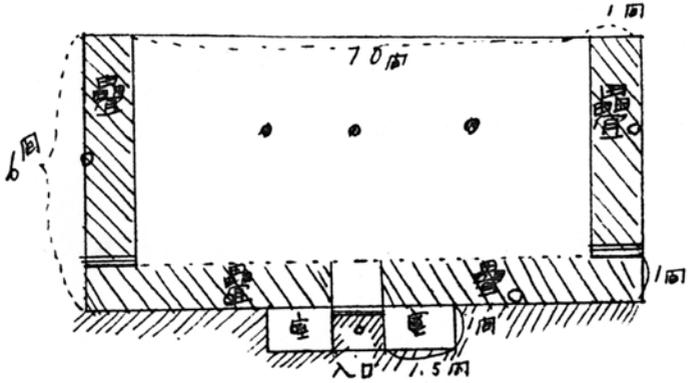


○印ハ電燈
三十二燭光
五燭光

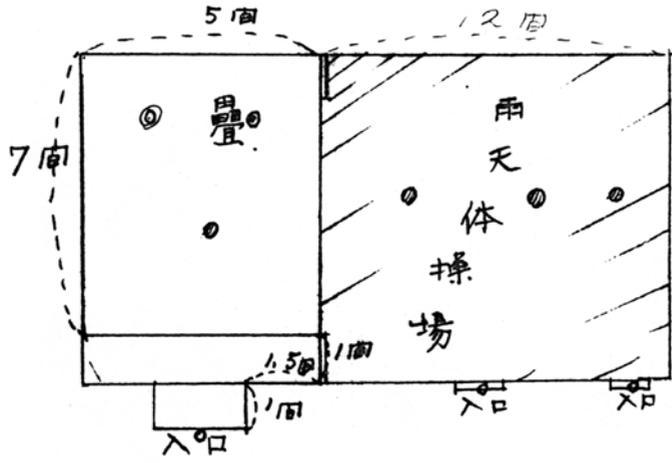


町村（世田谷町・松沢村・駒澤町・玉川村・砧村・千歳村）には、移住者が急増し、都市化が進んだ。大正一〇年に一万五〇〇〇人余であった世田谷町の人口は、大正一四年には三万八〇〇〇人余、駒澤町は七三〇〇人余から二万一〇〇〇人弱へ、松沢村も二三〇〇人余から七二〇〇人余と、わずか四か年の間に、二倍、三倍に拡大した。

武道々場及び雨天体操場之図



剣道場之圖



柔道場之圖

- 百燭光
- ◎ 五〇燭光
- 三三燭光

(三) 商業学校設立ニ付、決議関係書類

①

決議文

這般^{*i}、本財団法人國士館内ニ國士館商業学校ヲ新設スルコトヲ決議ス

大正十五年一月廿三日

財団法人國士館

理事

全 柴田徳次郎 印

全 長瀬 鳳輔 印

全 上塚 司 印

全 花田 半助 印

全 小村 欣一 印

全 山田 悌一 印

*1 這般しやはん。今般。このたび。

②

國士館商業學校設立決議書

這般、國士館内ニ実業学校務令ニ依ル國士館商業學校ヲ設立スルコトヲ決議ス

右ハ大正拾五年二月一日國士館大講堂ニ於テ評議委員会開會、評議委員十五名中十名出席滿場一致可決ス

大正拾五年二月一日

國士館理事代表

柴田德次郎 ㊦㊧

出席評議委員

欠席評議委員

長瀬鳳輔 柴田德次郎

井上敬次郎

渡辺海旭 上塚 司

松田道一

濱地八郎 山崎源次郎

高山長幸

野田俊作 花田半助

根津嘉一郎

眞藤義丸 山田悌一 飯田延太郎

③

決議文

這般、國士館商業學校ニ補助金トシテ、大正十五年ヨリ向フ十ヶ年間ニ、年額參千円也ヲ左記六ヶ町村ヨリ支給スル予定也。

右八大正十五年二月二日國士館大講堂ニ於テ、左記六ヶ町村長六名出席ノ上決議ス。

目黒町長 土生文之助 印

碑衾村長 角田光五郎 印

玉川村長 豊田 正治 印

駒澤町長 谷岡 貫二 印

世田谷町長 山崎 四六 印

松澤村長 大庭覺太郎 印

④

決議文

這般、國士館商業學校基本金トシテ金參万円也ヲ、大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ寄附金トシテ左記廿一名

ヨリ寄附ス。

右ハ大正十五年二月二日國士館大講堂ニ於テ、左記廿一名出席満場一致可決ス。

松澤村赤堤四六一番地

宮城榮三郎

世田谷町大谿山

梶川 乾堂

世田谷町世田谷二二六番地

大場 信續

駒澤町新町八七番地

志田 又七

世田谷町世田谷一〇〇七番地

柴田徳次郎

世田谷町世田谷一、二二二番地

相原 永吉

世田谷町世田谷一、三九八番地

松宮七五郎

世田谷町世田谷一〇〇六番地

長瀬 鳳輔

駒澤町上馬九五三

中村 元治

土生文之助

目黒町上目黒一九四〇番地

神山錠五郎

須田 鋤治

角田光五郎

世田谷町世田谷一七六番地	谷岡 貫二
駒澤町深沢五八六番地	小川清次郎
駒澤町上馬一五〇	山崎 四六
松澤村松原七五四	秋山紋兵衛
同 赤堤一六六	倉形 源藏
同 松原一〇四七	大庭覺太郎
	笈沼善之助
	上保 角藏

(四) 財団法人國士館寄附行為變更許可申請書原本

①

財団法人國士館寄附行為變更許可申請書

本財団ノ寄附行為左記ノ通變更致度候間、御許可相成度此段申請仕候也

大正十五年二月一日

國士館理事代表 柴田徳次郎 印

文部大臣 岡田良平殿

- 一、第一条中「高等普通教育」ノ次ニ「実業学務令ニ依ル商業教育」ヲ加フ。
- 一、第二条二号ノ次ニ三、國士館商業學校ヲ設立經營スル事ヲ加ヘ三号ヲ四号ト改ム。
- 一、第五条三項中「三万円ヲ以テ」ノ次ニ「中学校」ヲ加フ。
- 一、第五条四項トシテ左ノ一項ヲ加フ。

前項ノ外商業學校基本金トシテ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ金參万円ヲ蓄積ス。

②

財団法人國士館寄附行為変更ノ件

- 一、第壹条中「高等普通教育」ノ次ニ「実業学務令ニ依ル商業教育」ヲ加フ。
- 一、第貳条二号ノ次ニ三、國士館商業學校ヲ設立經營スル事ヲ加ヘ三号ヲ四号ト改ム。
- 一、第五条三項中「三万円ヲ以テ」ノ次ニ「中学校」ヲ加フ。
- 一、第五条四項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外商業學校基本金トシテ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ金三万円ヲ蓄積ス。

右ハ大正十五年二月一日國士館大講堂ニ於、評議委員會開會、評議委員十五名中十名出席滿場一致可決ス。

大正十五年二月一日

國士館 理事代表

柴田徳次郎 印

(五) 國士館商業學校長認可申請書原本

①

國士館^(館)商業學校長認可申請書

大場信續ヲ國士館^(館)商業學校々々長ニ致シ度ク候間、何卒御許可相成度、別紙履歷書相添ヘ此段御申請仕リ候也

大正十五年二月一日

國士館理事代表 柴田徳次郎 印

文部大臣 岡田良平殿

②

履歴書

大場信續（明治十二年一月四日生）

原籍東京府荏原郡世田谷町世田谷二三六番地士族

- 一、明治三六年七月十一日東京帝国大学農科大学農科卒業
- 一、明治三六年十二月一日一年志願兵トシテ野戦砲兵第十三聯隊へ入営
- 一、明治三七年十二月一日予備役ニ編入セラレ充員召集トシテ野戦砲兵第十三聯隊補充大隊ニ編入
- 一、全卅八年六月十日任陸軍砲兵少尉
- 一、全卅八年六月十日野戦砲兵第十三聯隊補充大隊附被仰付
- 一、全年七月十八日叙正八位
- 一、全年十一月十六日過員ニ付召集解除
- 一、全年十二月十五日東京帝国大学大学院ニ入り農学一般特ニ作物ニ関スル事項ヲ研究
- 一、全三十九年四月ヨリ全四十一年三月ニ至ル間ノ私立東京高等農学校講師ヲナス
- 一、全三十九年四月一日叙勅一六等賜瑞宝章
- 一、全年六月七日耕地整理第一種講習生トナリ耕地整理ニ関スル事項修業

- 一、全年十月廿四日耕地整理事務取扱ヲ囑託シ手当て一ヶ月金六十円給与ス
- 一、全四十一年十月九日任農商務技師、叙高等官七等十級俸下賜、農務局勤務ヲ命ス、耕地整理勤務ヲ命ス
- 一、全年十二月廿一日叙従七位
- 一、全年十二月廿五日九級俸下賜
- 一、全四十三年九月十六日陞叙高等官六等
- 一、全年十一月十一日叙正七位
- 一、明治四十四年六月廿日八級俸下賜
- 一、大正二年四月卅日任帝室林野管理局技師、叙高等官六等、年俸千二百円下賜、農地調査課勤務ヲ命ス
- 一、^三全年五月^五十七日帝室林野管理局ノ職員講習講師ヲ命ス
- 一、全年七月廿七日年俸千三百円下賜
- 一、全年八月十五日帝室林野管理局農務課長ヲ命ス
- 一、全四年四月十六日大正四年度帝室林野管理局員講習会講師ヲ命ス
- 一、全年十月十八日叙勲五等授瑞宝章
- 一、全年十一月卅日叙従六位
- 一、全年十二月廿七日陞叙高等官五等

- 一、大正四年十二月廿七日年俸千五百円下賜
- 一、大正六年六月廿六日年俸千七百円下賜
- 一、全七年六月廿二日賜三級俸（二千円）
- 一、全八年二月一日土地整理委員ヲ命ス
- 一、全年六月廿三日陞叙高等官四等年俸二千円下賜
- 一、全年七月卅一日叙正六位
- 一、全年十二月廿日年俸二千二百円下賜
- 一、全十年三月廿三日土地整理部兼務ヲ命ス
- 一、十一年十月廿七日叙勲四等授瑞宝章
- 一、十二年六月廿日陞叙高等官三等
- 一、大正十二年六月廿日賜三級俸
- 一、全年六月卅日叙従五位
- 一、大正十三年四月九日官制改正帝室林野局技師
- 一、大正十三年十二月十三日賜二級俸
- 一、同 同 叙正五位

一、同 特旨ヲ以テ位一級被進

一、同 依願免本官

以上

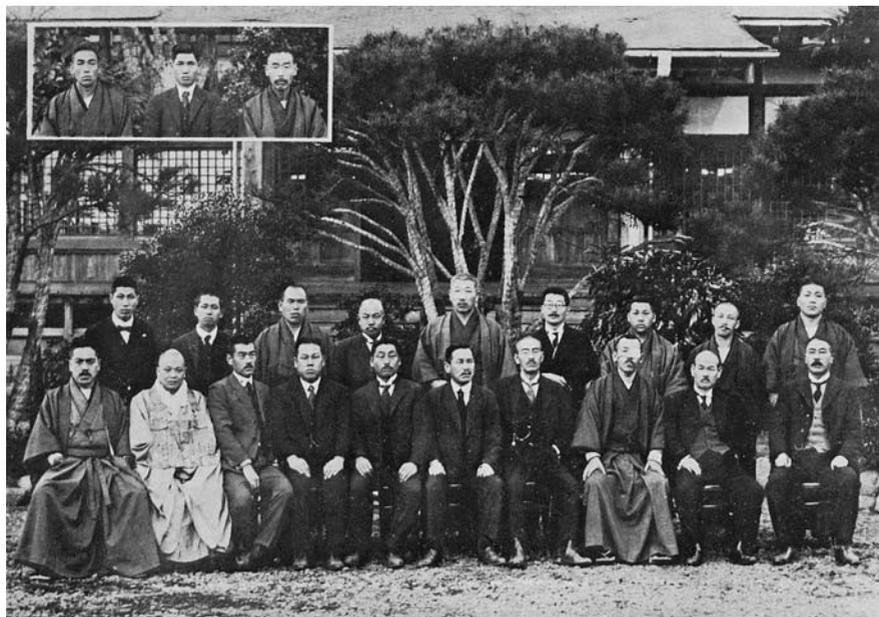
二 大正一五年一月〜三月 國士館商業學校日誌（渋沢史料館所蔵『國士館々報』第二卷第三号）

商業學校日誌

一月十九日 松澤村役場に於ける荏原郡西部六ヶ町村長会議の席上、大場信續氏より國士館に関する説明及商業教育の急務に就て所見の開陳あり、更に國士館商業學校後援に就て出席町村長助役書記各位の意見開陳があつた。

一月二十七日 前記六ヶ町村長其他有志國士館を參觀さる

二月二日 國士館講堂に於て六ヶ町村有力者参集し、商業學校創設並に六ヶ町村の援助方法に就き協議し



当日の出席者（『國士館々報』第二卷第三号表紙掲載写真）

後、農学士大場信續氏を校長に推薦し、終って記念撮影を為して散会（当日の出席者表紙掲載写真参照）

三月五日 四日附認可の指令到着

三月十二日 午後二時より國士館講堂に於て前記有力者の会合を開き維持会創立、規約決定、評議員推薦、理事監事互選、其他左記決定を為し午後六時散会

一、理事は大場校長、柴田館長、宮城荏原郡長以外に各町村より二名宛推挙し一名は町村長他は同町村内の評議員中より同町村内評議員にて推挙す

二、各町村小学校長に評議員を囑托す

三、地元の世田谷、駒澤、松澤二町一村より常任理事を推挙し目黒、玉川、碑衾の一町二村より監事を推挙す

四、開校式を四月三日神武天皇祭当日挙行す

五、三月十七日午後五時より理事会を開くこと

尚当日の出席者左の如し

六ヶ町村側 世田谷町 山崎町長、相原前町長、小川学務委員、松宮町会議員、小田切町会議員

駒澤町 谷岡町長、中村助役、秋山紋兵衛氏、倉形源藏氏、志田町会議員

佳適の折柄御清逸旁々御家族御同伴御臨席被下度、此段御案内申上候 敬具

大正十五年三月廿三日

國士館館長

柴田徳次郎

國士館商業學校長

大場 信續

開校式順序

四月三日午前十時開会

一開会ノ辞

國士館商業學校維持会

一校長ノ挨拶

理事 荏原郡長

宮城榮三郎

一創立経過報告

世田谷町長

山崎 四六

一文部大臣祝辞

前世田谷町長

相原 永吉

一府知事祝辞

駒澤町長

谷岡 貫二

一荏原郡長同

全町助役

中村 文治

一閉 会

目黒町長

土生文之助

一正午祝賀会

全町助役

須田 鋤治

一午後余興

松澤村長

大庭覺太郎

音楽、喜劇、相撲、

全村助役

笈沼善之助

午後七時活動写真

碑衾村長

角田光五郎

全町助役

市川鐵五郎

玉川村長

豊田 正治

全村会議員

西尾亥三郎

四 大正一五年三月 国士館商業學校維持会記録(渋沢史料館所蔵『国士館々報』第二卷第三号)

(一) 維持会成立

国士館商業學校

維持会成立

荏原郡西部六ヶ町村

有力者の主宰で

荏原郡西部六個町村即ち世田谷、駒澤、目黒三町及び玉川、松澤、碑衾の三村各町村長、助役及有力者は今回設立された国士館商業学校の将来が今後同町村の発展及び子弟教育上重大関係ありとし多大の期待を以て後援することに決し創立以前より種々参画し具体的の方法を研究しつゝ、あつたが、去る三月十二日国士館講堂に於ける評議員会に於て正式に維持会を組織し理事長、理事等を互選し今後随時参集協議する事に決定した

維持会役員

評議員

理事

世田谷町々会議員	磯本 幸市	荏原郡長	宮城榮三郎
同	小田切泰作	世田谷町長	山崎 四六
同 学務委員	小川清次郎	前世田谷町長	相原 永吉
世田谷区長	芹澤 新平	駒澤町長	谷岡 貫二
同 助 役	阿川 新平	同 助役	中村 元治
世田谷町	守武幾太郎	目黒町長	土生文之助
豪徳寺住職	梶川 乾堂	同 助役	須田 鋤治
玉川村々会議員	早川五郎兵衛	松澤村長	大庭角太郎
同	粕谷 富吉	同 助役	笈沼善之助

同	田中 重次	碑袋村長	角田光五郎
同	田中 <small>〔破損〕</small>	同 助役	市川鐵五郎
同	長島仙 <small>〔破損〕</small>	玉川村長	豊田 正治
同	柳田仁三郎	同村会議員	西尾亥三郎
松澤村々会議員	上保 角藏	國士館商業學校長	大場 信續
松澤小学校長	鈴木 靜穗	理事長	
同	芹澤 直吉	國士館々長	柴田徳次郎
同	志田 又七	監 事	
同	倉形 源藏	目黒町助役	神山錠五郎
同	秋山紋兵衛	碑衾村	小杉松四郎
世田谷町櫻小学校長	瀧島 兼吉	玉川村	長崎 行重
碑衾村八雲小学校長	山田 茂吉		
同 碑小学校長	宇田川定豊		

(二) 維持会規約

商業学校維持会規約

第一条 本会ハ財団法人國士館ノ設立ニ係ル國士館商業學校ヲ維持シ、尚進ンテ之ヲ完全ナル夜間商業学校

トナシ、附近市町村其他ノ実業教育ニ貢献スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ國士館商業學校維持会ト称ス

第三条 本会ノ事務所ヲ東京府荏原郡世田谷町世田谷國士館内ニ置ク

第四条 本会ハ大正十五年度ヨリ向フ十個年内ニ、基本金トシテ金三万円ヲ蓄積シ、更ニ第一条ノ目的達成

ノ為メ必要ナル手段ヲ講ス

第五条 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 本会ノ資産ハ理事之ヲ管理ス

第七条 本会ハ第一条ノ趣旨ニ賛シ、其目的達成ニ尽力スル者ヲ以テ会員トナシ会員中ヨリ左ノ役員ヲ推薦

ス

会長 一名

理事長 一名

理事 十四名

評議員 若干名

監事 三名

顧問 若干名

第八條 理事ハ評議員ノ互選ニヨリ、理事長ハ理事ノ互選ニ依リ、監事ハ評議員中ヨリ推挙ス

第九條 理事中ヨリ互選ニ依リ更ニ常務理事三名ヲ推挙ス

第十條 本会ノ事務ハ理事之ヲ担当シ、重要事項ニ就テハ評議員会ヲ召集シ出席者ノ過半数ヲ以テ決定ス

第十一條 理事及監事ノ任期ハ三年トス

五 大正一五年四月 大場信續「私が國士館を理解する迄」(渋沢史料館所蔵『國士館々報』第二卷第三号)

私が國士館を理解する迄

國士館商業學校長 大場信續

國士館とは何をやる処だらうか

聊か先祖自慢のやうになりますが私の祖先は、戦国時代からこの土地に住んで居りまして、当時武相の地に勢力を張って居りました彼の大庭の一族が私の先祖で、私の家はその正統にあたるのであります。その後徳川家康の江戸入国後、この附近は上野国佐野の地と共に、所謂徳川四天王の一人井伊直孝の御飼馬料として、井伊家の所領となつてからも私の祖先は此地に相当重きをおかれて代々代官の役目を頼まれ、御維新後明治年間になりましたも又私の父が戸長をつとめて居たやうなわけであります。

私の家とこの土地とは以上のやうな次第で、随分古くから密接の関係がありましてこの土地の事は大抵の事は承知して居る筈なるに拘らず、近年ではあるがつい目と鼻の先に出来た國士館を、最近まで何をするところか知らずに居たなどは、今から考へますと、随分お恥かしい次第であります。併し國士館を理解しなかつたのは単に私のみでなく、ついこの間も近くのある村役場に國士館とは何をするところかといふ問合せがありました時、いろ／＼皆で研究したが誰もよく知って居るものがなく国粹会その他の名称から考へて、多分反動思想の一団体だらうといふことに衆議一決して、さう先方に答へたといふ話をき、ましたが、今日ですら、未だに國士館をそんな風に観て居るものがあるのですから、況や出来た当時の國士館の噂は、全く設立者の趣旨とは天地の差でありまして、なんでも壯士を養成するところだらうといふことに、附近の人々は噂をそのまゝ肯定して怪しみもせなかつたのであります。従て誰も強いて近寄らうとせず、どちらかといへば敬して遠ざけるといふ主義で居たやうであります。当時私は宮内省に勤めて居った關係上、家に居ることが

比較的少く、又直接國士館と接近する機会もなかったので、自然内容を詮穿しようといふ氣も起らず、成るほど國士館とはそんな処かなアと思ふ位に止まりましたが、宮内省への往復の途中、その學生が弊衣破帽所謂衣肝に至り袖腕に至るていの粗末な風で、別に列を作るでもなく三々五々往来を歩いて居るのに出会ひますと、これが國士館の學生だなるほど會つて自分の思ふた通り反動思想の一団に相違あるまいと考へた位で、國士館なるものを全く雲烟過眼視して居たのであります。ところが たしか昨年の春と覚えて居ますが石井君（現國士館商業學校主事）が突然訪ねて、扨今度國士館で夜間補習學校を始めるから私に農業を受持つてくれとの交渉でありました。

教育には縁の薄い私

話は又後に戻りますが、私の先祖の一人に仙藏院殿といふ尼僧がありまして、これは今の櫻小学校の処に尼寺を建つて、そこで尼僧生活をして居たものであります。この尼寺は櫻小学校が出来るについて、寺を其儘敷地共寄附して、今の小学校が出来たのですが、こんな事が小さい時から私の頭にあつたせいか私の父が亡くなった当時—高等學校在学中—私は大學を出たら小学校の校長になつて郷党子弟の育英事業に骨を折つて見ようかなど、考へたこともありまして。こんな考へもいつとなく消え失せて、大學を卒へ一年志願を済まして帰郷してからは、農商務省に勤めながら毎年冬季の夜間だけ櫻小学校の一室を借り、附近の青年を集

め、油代―当時は未だ此附近には電灯はありませんで皆ランプを使用して居ました―として一月五銭かそこらを持寄せ、其他の費用は私が支弁して、私が一週四日宛農業に関する講義をなし弦巻實相院の住職文学士佐々木義宣氏が他の学科を受持つて、今でいへば補習学校のやうなものをやつて居つたことがあります。当時生徒も大変熱心に、よく吾々の講義を聴いて呉れるので其後補習学校令が出来、正式に各市町村に補習学校が置れるまで、この寺子屋とも補習学校ともつかぬ変則な講義を続けてきたのであります。此外私は兵役を終つて後大学院に入つて居る間、農業大学の前身たる東京高等農学校に一年余と農商務省に勤めて居ました間の七年間程講義を致しました経験はありますが、いづれも専門の学科で生徒も皆大人でした。

聞くと見るとは全く正反対でした

今日までの私の生涯に於て、多少でも学校とか教育とかいふ文字に触れる点を見出さうとすれば、以上の外にはないので、私と教育との因縁たるや、誠に不規律で自由で且つ極めて薄いものであります。従て石井君が態々私を訪ねられて農業の講義をと懇請された時も何分多忙なものと教育上に余り自信が無いのとで始めは固辞したのでありますが、石井君がなか／＼熱心に勧説するのと、且つは國士館そのものは、思想的に一の反動団体にせよ―当時はさう思ふて居たのです―補習学校を開いて、この附近の子弟を教育しようといふ趣旨は、決して悪るいことでないのみならず、寧ろ吾々土地のものからいへば感謝にこそ値ひすれ、拒絶す

べき理由がないので、それではお役には立ちますまいが出来るだけやって見ましようといふので承諾したやうなわけでありました。元来石井君が私を目掛けて補習学校に講義を受持つてくれと頼みにきた径路が未だに判らぬのでありますが、こんな縁故で、私が追々國士館に接近するの機会を得、その後時日を経過するに従つて、國士館内部のことも少しづつ判るやうになって見ると、この附近の人々の噂や、私が当初考へて居た國士館なるものが、寧ろ正反対であるのに驚き且つ喜んだやうなわけであります。いかにも國士館の学生は破れ袴や破れ洋服で、決してきれいではありません。併しこのきれいでない服装を一の誇りとし見得として居るのでもないやうであります。きたない服装もこれを一の見得とするに至つては、服装の華美を誇り、香水をつけ香油をつけて、これを見得とするのと五十歩百歩であります。國士館の学生のきれいでないのは、一に質実といふ主義から発足したものであるやうであります。現にこれは学生ばかりでなく、職員や役員達に至るまで同一であります。一例を挙げますれば禁酒とか何とか一口も聞ひたことの無いのに實際は一切の会合に酒を用ひず、何事にも無酒主義を實行して居らるゝところなどは、斗酒尚辭せずを、豪傑の一件と心得たり、酒がなければ世の中のこと、何事も出来ぬやうに心得て居る現代には、全く類の少ない境地であります。私は附近の人々の風説や、自分一己の想像から、國士館といへば、壯士―豪傑―酒と、こんな風に聯想して、定めて酒呑童子のやうな人が多いだらうと思ふて居ましたのに、事実が全く反対なのに驚きもし、又感心もしたのであります。これは其後のことですが、中学校の落成式にも硬いこわ飯のはいった質

素な折詰で、元気よく而かも賑やかに式を挙げられたのは、これも余所に見られぬ國士館特有の境地だと思ひまして一層感心したやうなわけであります。こんな風に眼や耳で、機会ある毎に國士館なるものが漸次理解さるゝやうになりましたと共に、柴田館長やその他の諸君と接近する機会の度重なるに従ひ、國士館の精神方面に就ても、次第に理解がつきまして、理解すればするほど世間の想像と相反して、その精神たるや、至つて健実のものであり、又今日の時勢では、当にさうなくてはならぬものと痛感するやうになったのであります。

眞の士魂商才

國士館の精神は進歩に反抗する如き保守ではないやうであります。又思想的急潮に対する反動思想でもないやうであります。而かもわが日本帝国の伝統的精神ともいふべき忠孝を基調とし義を泰山の重きに置くといふ、わが立国の精神を飽くまで維持して今後の東洋文化をこの基調の上に建設しようといふのであるやうに解せられます。私は思想的に日本を救ふには、今日これ以外に方針はないと確信する一人でありますから、この國士館の精神を理解するに従つて、益々國士館に共鳴するやうになったのであります。そして國士館を理解し共鳴するに従つて、こんな理想的の殿堂が、自分の土地に出来たことは、小にしてはこの附近町村の幸福であり、大にしては国家の幸慶であると考へたのであります。そして、附近町村子弟の教養の爲にも、

よろしく、進んでこの殿堂を活用するが至当であり利益であると考へついたのであります。

私が補習学校に農業の講義を受持つて通ふて居た当時の学生は約五十名位でありまして、私は一週二時間宛受持つて居りましたが、私は以上のやうな見地から、一は補習学校の振興を図り、一は國士館と隣接町村との接近を計ることの相互に得策であることを考へまして、その当時からいろいろ意見を開陳したことがありましたが、國士館の方々も喜んで私の意見に同意されまして、終に昨年夏、現貴族院多額議員吉原正隆氏の宅で、國士館側から柴田館長、長瀬中学校長、山田先生及び私の方から私と山崎町長とが出席しましていろいろ相談したこともあり、又其後私の宅へも一回お集りを願つたこともありまして。当時の吾々の計画は補習科目を農商両科を主とし学生も百名位に増加し、極力この地方と國士館との協同動作を図り、これによつて一は地方青年の思想を善導し傍ら補習夜学校の成績を挙げやうといふのでありましたが、未だこれが充分実行の緒に着かぬ本年の一月、改めて石井君が見えて農商両科並立のものよりも單純な商業学校にしては如何かとの相談を受けたやうなわけであります。

私が申すまでもなく、この附近の最近の發展は非常なものであります。即ち農耕地は日一日削られて、これに代つて住宅が出来、商家が櫛比するやうになつてまいりました。而してこれは同時にこの附近の子弟に農業教育よりは商業教育の必要を物語るものでありますから、私は此相談を受けた時にも、熟ら考へたのであります。即ちこの附近の子弟に、國士館の精神を根本精神とした商業教育を施し得る機関を作り得るなれ

ば所謂士魂商才を現実化し得たところの新時代の商人が出来ること、なり、これは独りこの土地の繁栄、幸福のみでなく、大きく見れば、現在の商業学校教育にも頂門の一針であつて、その反響と効果とは多大のものがあらう。これは常にさうするのが当然であると考へまして、爾来及ばずながら、その創立に一臂の力を竭してきたのであります。

校長を私にとは

既に國士館の精神を理解し、土地柄から見て商業学校の必要を痛切に感じた以上、私は石井君を介して、國士館との交渉を繁くし、いろいろと創立に就て犬馬の労を執つたのでありますが、その後のことは既に御存じの方もあらうと思ひますから、こゝに一々創立の経過を申し上げます、尤私の如きは幸ひ國士館に接近するの機会を与へられて、比較的よく諒解して居ますが、この附近には未だに私達の従前持つて居たやうな考を、國士館に対し持つて居る者が多いのでありますから、私は先づ、この誤解を解きつゝ、創立準備を進めることの必要を感じまして、本年一月十九日松澤村役場で、荏原郡西部六ヶ町村長会議の開かれたを機会に席上自ら進んで國士館の設立趣旨を説き、内容を説明しまして、更に商業学校の必要を説得し、又六ヶ町村が協同して後援するの緊要なことを説きまして、幸ひ列席各有力者の賛同を得、茲に今日の國士館商業學校開校の運びに至ったものであります。國士館商業學校が斯く急速に開校の運びに至ったに就きましては

一に國士館当事者の努力と文部省方面に対する信用の然らしむるところもありましようが、同時に宮城郡長始め六ヶ町村長、助役其他有力者の後援の与つて力あることは申すまでもないのでありまして、この点は創立者の一人として私が厚く感謝の意を表する次第であります。

たゞ私のいかにも意外に感じて居る一事は、商業学校長の椅子を、夢にも思つて居ないこの私に押付けられてきたことであります。私が教育者として、殊に商業教育若くは商業学校長として、何等の抱負も経験もないことは、私の今日迄の履歴が如実に証明するところであります。私は、私に校長をとの相談を受けました時は、全く寢耳に水以上寧ろ迷惑を感じまして、只管その任にあらざることを縷述し、他に適材の物色を懇願したわけでありますが、六ヶ町村の方々、殆ど私の校長就任を条件の如くにして、商業学校援助を申し合されたやうな始末で、自然私一己の進退から、折角これまで纏つた好計画を水泡に帰せしむるに忍びませんで、寔に己^①むを得ず承諾したやうなわけがあります。併し就任の事情は何れにもせよ、一旦承諾就任しました以上、出来るだけ学校の發展を図り、成績を挙ぐるに努むるは当然でありまして及ばずながら努力するつもりで居りますから、願はくば今後とも附近町村有力者は勿論各方面の後援を希望して己^②まぬ次第であります。

私が学校長として何等の抱負、経験なきは前述の通りでありますが、万に一つ、私の校長たるに取柄がありとしますれば、それは私が永くこの土地に居る關係上、附近町村子弟即ち学生の家庭をよく識つて居るこ

と、今日まで多少社会的に働いてきた関係上、相当各方面に知人が多く、従て他日卒業生の就職等に際し出来得る限りの便宜を図り得ることでありまして、これは私の校長としての責任としてよりも、寧ろ郷党の一人としての情誼上からいひましても出来得るだけ便宜を図るが当然でありまして、又事実図り得ること、確信して居るのであります。私が國士館を理解し終に今日商業学校の校長に推薦さるゝやうになつた径路を述べますと、大体こんな経緯なのであります。

六 大正一五年六月 國士館完成長老懇談会経過（渋沢史料館所蔵）

國士館完成長老懇談会経過

六月三日渋澤子爵飛鳥山邸ニ於テ開催

時間 午前十時開会 午后二時散会

出席者（長老側）

渋澤 栄一子爵

頭山 満先生

野田卯太郎先生

徳富猪一郎先生

理事、評議員

柴田徳次郎

花田 半助

渡辺 海旭

議事

一、従来の干係者^(四)の國士館に対する意向（大体良好）

一、現在の財政状態（目下、中学校、甲種商業学校、専門程度本科^{*1}）（確實）

一、完成必要なりや否や（最も急要）

一、完成事項及予算

イ、一、専門部設置（目下の本科を認可受）

保証金金二十万円

二、文科設置、保証金金五十万円

三、法科設置、保証金金十万円

保証金合計金八十万円

ロ、一、教室、研究室、図書館

建築費金九十万円

二、図書（西洋、日本）費金十万円

合計金百万円

ハ、完成に至る五ヶ年間の創設費

金二十万円

ニ、積立基金七十万円

右

総計二百七十万円

以上承認

一、敷地、隣接地約一万坪増加の件

毛利公爵家に御願中の事情報告

目下珍田伯、関屋宮内次官、田中男爵より毛利公爵家及西園寺八郎殿に御願ひ中

一、支那書及其書庫は大倉男爵家に渋沢子爵の御口添により完成承諾の報告

一、実際の世話人として予而維持員として高配仰きし大橋新太郎先生

井上準之助先生

に渋谷子爵より折入つて御懇話御依頼を願ふ事

一、先づ一般に発表するに先ち、従来尤も理解ある高援(後)を願ひ居る三井家安田家に出来得る程度の基礎的賛

助願入れの事

一、其の結果により他の維持員、有志に賛同願ふ事

九州は安川男爵に頭山翁より依頼願ひ纏め頂く事

以上

記念撮影の上、散会

國士館関係諸先生の御批評^{*2}

内田康哉伯爵

一、出来過ぎた。

一、近頃の国情、殊に議会の模様など見たら心有る人は、如何かせねば不可ぬ、と思ふぢやらう是非一生懸命で大学を仕上げ給へ。

野田卯太郎先生

一、大学にするでも貴様達の心掛けが大事ぞ。

一、書生仕事には、思ふたより能く行つた。

一、これ共には経綸がある、大正七八年巍然として貫いた事は、精神に徹した歴史ぢやね。

武井守正男爵

一、世話人を見ても、あんな立派な人の揃つた学校は他に無い、もう識者が認めた以上は、外の学校も

皆あの様になる、またなさねば、国家の費用で国を亡ぼす様なものでそんな愚な事があるものでない、
校舎、寄宿舎、生徒の模様から実に嬉しくて涙が出た、外の学校は頼んでも話しになど行く気になれぬが国士館だけは自から頼んで一度でも良いから話して見たい。

一、枢密院で珍田伯から、御礼を云はれたから、実は感服しきつて居ると云つた。

徳富猪一郎先生

一、此所に三年寝起して人物になれぬ者は馬鹿

一、大正十四年十二月七日の夕刊「世田谷国士館」記事参照。

阪井徳太郎先生

一、拝見して、仲々良い、しかし中学まで折角養成しても、他の専門学校や大学で壊はされては何にも

なるまい、やはり本科を完成して最後まで世話し抜かぬと不可ぬでせう、さうするのでせうね。

一、夜も眠れぬ苦しい事もあらうが辛抱してやり抜きなさい、又楽しい事業だよ。

青木菊雄先生

一、学校の有る地元の人々と理解し合つて行けると云ふ事は実に結構です、他ではなか／＼そう云ふ風には行きかねる。

服部金太郎先生

一、これは世話する人方に、見て貰いなさい、見れば確に気持が違ひます。

大橋新太郎先生

一、仲々よく出来て居る。

一、少数でも、堅実な良い人を教育される方針の方がよいでせう。

澁澤榮一子爵

一、今は時候も生暖かくて、眠気を催す様な時節で、世間も又何処に行つても其様な風であるが此所に來て見ると、身がひき緊つて秋風肅殺と云ふ様な気がする、私がもし若ければ必ず此塾に來て学ぶ

一、始は及び腰で世話をして居たが、今は十年も歴史が出来当事者も世話人も益々熱心であるから、全く信じて出来る丈けの事は致しませう。

栗野愼一郎子爵

一、維持員の代表として言ふ、実に短時日の間に斯く迄成し上げた当事者に対して、同情と敬意とを払ふ、と同時に、将来一層の期待を望む。

北條時敬先生

一、学校の（現状、完成の意見）事は賛成です。

坂谷芳郎男爵

一、今日の日本に最も欠けたる國士教育は誠に賛成である、私の父も維新の前にやはり之をやつて居た唯、要は将来如何に之を有終の美を濟さしむるかにあるので此点に心を用ひねばならぬと思ふ。

一、基金でも出来、大学にでもされたら、学生を知事にでも頼んで、一般的に採用する方針を取ることにしたら良いでせう。

小川平吉先生

他は議論、國士館は実行

頭山満先生

一、初めからすうりと出来た事で、生ひ立ちが素直ぢやから、能く行かう、仲々火の揚る事は少いものぢやが國士館は珍らしい、一日を一生の気でやり抜け、私情が起きたら大きなもので推さへつける様

にして行けば大丈夫。

末永一三先生

俺は君達が如何なるかと思つて居たが、立派に教育家になつてくれた事を結構に思ふ。

箕浦勝人先生

國士館の場所と、やり方と、関係者が良い。

下位春吉先生

真に日本の青年に、活を入れ得るものは自分の見る処では、國士館だけ、他には無い。

飯田延太郎先生

一、早くから、これだけの大地積を取り、これだけの結構をやつたと云ふ事は、己に見識だね。

一、徳、以上の事は出来ぬものぢやから、徳を養ひ給へ。

吉原正隆先生

國士館は、まさかの時には当になる、実に頼みになったよ。

有賀長文先生

僕の所に來たのは、実に能く動いてくれる、骨身惜しまずやつてくれる感心だよ。

濱地八郎先生

徳富さんにも聞いて見給へ、國士館の世話人の様な人は、歴史を通じても滅多に無い、いゝ人方が出たもんだ、あの人方の達者な間に、信づる心のある國士館の若い者に、あの形丈けでも良いから見せて置いてやり度いものだね、もうあんな人は日本にも一寸出まいぜ。

太田清藏先生

好いものが出来ました、今ぢや、とても金の二百万出しても出来ますまい。

麻生太吉先生

世間にさからいもせず、何時の間にか大層になりました、國士館許りでせう他にはないでせう。

松本健次郎先生

今にうんと、まとまって加勢するよ。

團伊能先生

精神に於て誰も疑つて居なかつたが、中学校に更に商業学校が出来て、行き方を懸念して居たのが全く他に類の無い事が証明されて、実によかつたですね。

大場信續先生

初めは単に、夜学教へに来て見た。段々内情が分るにつれて、今では國士館の信者になった。地元六ヶ町村が商業学校に補助してやる訳は、國士館の環境と、学風と、教師が他では得られぬからで、今の日

本に最も欠けた必要なものを國士館は有する。

永井柳太郎先生

一、國士館が著々成功する理由は、其の独特の組織力が有るからと思ふ。

一、是非大成し給へ、今に四百余州に号令する事が出来る。

佐分利貞夫先生

外国を見て痛切に、國士館の教育に望む所は、学生の時から「責任」の感念を植へ付けて貰い度い一事です。

金子堅太郎子爵

君達の國士館精神は僕の三十年來の持論だよ、その心掛で行ってくれば実に満足する。矢張り学校に
するが良い。

牧野伸顯伯爵

國士館は、段々良くなって結構です。私も微力乍ら尽しませう。

故和田豊治先生

僕は引き受けて、やると云った以上は飽迄世話する。

故鈴木馬左也先生

好い学生があつたら推薦して呉給へ、住友に入れて洋行もさせる、中心人物にする、学費位は相談せう。

故阿部秀助先生

国士とは悟つたもの、悟るとは将棋の駒の歩のなつたようなもの。

櫻内幸雄先生

一、政党で国民を指導し国家の経綸をやると云ふ事は今日では不可能です。

一、国士館の様な高所大所に立つて居る団体に引き廻して貫はねば不可ぬです。実に能く活動して居ら

れますね。

戸澤芳樹先生

実に掃除なども行き届いて居て、感心します。

本尾小太郎先生

先生の舎宅が質素で実に氣持が良く感しました。

渡邊海旭先生

他では駄目、国士館に大学を作つて明年位からしつかりやりつたなら、しつかりした人物も出来るし知能、

経験、信用の有る老先輩は悉く各方面に網羅して居るから、時代思潮を一変する事も何でもない。

大倉喜七郎先生

私は英国に居った時に、ギリシヤ、ラテンの古典をやった、澁澤翁の御言葉で國士館を見て、服部市村
両博士と相談の結果、東洋の古典、四庫全書を、鉄筋コンクリーの書庫付、寄贈する事に致しました。

立花小一郎男爵

觀國士館行

天下久無有心士 無腸子弟滿都鄙

眼中無國復無君 胸裏所在名利耳

幾多大人具明眼 糾合義故振袖起

匡時濟民固自任 同心協力共生死

選拔健兒一百余 謂須先育青年子

定約立規築講堂 巍然大廈治野水

用材自有棟梁意 秋毫不加輪奐美

南在松陰先生祠 西望芙蓉八朶峙

一日遊館多感激 終夜不寢心獨喜

嗚呼館乎有所由 偉哉其事深矣旨

*1 専門部程度本科 この懇談会の主要議題の一つが、専門学校令にもとづく専門学校の開設如何にあったことが分かる。後続の出席者による国士館評のなかにも、そのことへの賛意を示す言説が見られる。

*2 国士館関係諸先生の御批評 長老会当日、参考資料として用意されたものか。

七 大正一五年七月 国士館商業學校学則変更申請書原本

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ四六)

(一) 学則変更文部省宛進達書 (東京府公用箋)

①

寅学第七四八号

大正一五年七月二二日起案

学務兵事課長印

國士館商業學校學則中變更ノ件追伸*

右第三式經由印ヲ捺シ文部省へ進達スルモノトス

②

〔大正15.7.21 収受〕
(東京府經由印)

國士館商業學校學則變更ノ事由ノ項改正願

學則變更ノ事由ノ内 (イ)削除

新タニ後期制ヲ設置シタル事ノ項ニ於テ (生徒ヲシテ入学ノ機会ヲ多カラセ以下修業年限短縮ヲ得セ) 迄削除ス

大正十五年七月二十一日

財団法人國士館

理事代表 柴田徳次郎印

文部大臣岡田良平殿

*1 追伸 この進達書以前にも學則變更の申請がされていた形跡がある。後文の學則變更ノ事由に

ある「後期制ヲ設置」の内容は不詳。ただし、次項の改正學則には「後期制」採用の跡がみられる。

八 昭和三年二月 國士館商業學校學則改正認可願

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ一一九)

(一) 商業學校學則改正文部大臣宛進達書 (公用箋)

辰学一六一九四号

昭和三年二月二七日起案 主任^印

内務部長^印 学務^学課長^印

進 達

國士館商業學校每週教授時数変更ノ件

右第三式經由印ヲ捺シ文部省へ進達スルモノトス

昭和四年一月十六日起案 主任^印

内務部長^印 学務^学課長^印

下 付

同上ニ対スル指令

昭和四年一月十六日認可

右第四式經由印ヲ捺シ郡区役所へ送付スルモノトス

(二) 改正認可申請書原本

①

〔東京府經由印〕
昭和3. 12. 23 辰学16194号

学則改正認可願

今般國士館商業學校（甲種夜間）学則改正ノ必要ヲ認メ、別紙ノ通り改正実施致度候ニ付御詮議ノ上、至急御認可被下度、別紙改正趣意書並ニ附属書類相添、此段及申請候也

昭和三年十二月 日

國士館商業學校設立者

財団法人國士館

理事 柴田徳次郎印

文部大臣 勝田主計殿

②

学則改正要旨

青年訓練所開設ノ趣旨ヲ体シ、此際学科課程中ニ教練ヲ加ヘ以テ生徒ノ軍隊的訓練ヲナスハ教育上極メテ必要ニシテ、且ツ之ニ依テ青年訓練所規程第八条ニ基キ認定ヲ受クルコトハ生徒ノ将来ニ就キ種々有益ナリト信ジ、左ノ通り学則ノ改正ヲナシタシ、其要項次ノ如シ

一、学則第三条中「午後四時ヨリ同九時迄」ヲ「午後三時ヨリ同九時迄」ニ改ム

註、土曜日ヲ五時間授業トシ第一時間目ニ教練ヲ課スル必要上改正ス

二、学則第五条第二項学科課程表中

一、学科目「修身」トアルヲ「修身及公民科」トナス

二、第一学年英語五、第二学年英語五、第三学年商事要項三、第四学年内外商業実践ニヲ孰レモ各一

時間宛減少シ、「体操」各学年一ヲ「体操教練」三トナシ授業時数合計二四トアルヲ各学年共二

五トナス

③

三、改正学科課程表及授業時数表（別紙学則朱書ノ通り）

國士館商業學校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ商業学校規程ニ基キ商業ニ関スル須要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ヲ四ヶ年トス

第三条 本校ノ教授時間ハ午後四時^三ヨリ同九時迄ノ間ニ於テ^三学校長之ヲ定ム

季節ニ依リ学校長ハ毎週教授時数ヲ六時間以内ニ減縮スルコトヲ得

第二章 学科課程及授業時数

第四条 本校ニ於テ授クル学科目ハ修身、読書、作文、習字、数学、地理、歴史、農業大意、英語、法制経
濟、商事要項、簿記、商品、商業実践及ヒ武道トス

第五条 学科課程及毎週授業時数左ノ如シ

学科課程及授業時数表

計	体操教練	タイプラ イテング	工業大意	商業実践	商品	簿記	商事要項	経済	法制	英語	理科	農業大意	歴史	地理	数学	習字	作文	読書	公民科	修身及 学科学 目学年
	二 五	三					一	一			四		一	二	一	五	一	一	四	一
	体操教練					商業簿記	商事事項			発音、訳解 書取、文法		農業博物	日本歴史	日本地理	算術、代数、珠算	楷、行、草	普通文	国語、文法、漢文	普通道徳	第一学年
二 五	三					二	二			四	一	一	二	一	三	一	一	三	一	時数 毎週
	同上					同上	同上			訳解、文法	物理	同上	東洋史	外国地理	同上	硬筆	普通文	同上	同上	第二学年
二 五	三				一	二	二	二	一	四	一	一			三		一	三	一	時数 毎週
	同上				重要商品	銀行簿記 会社簿記	同上	経済通論	法制大意	訳解、文法、会話 作文、商業英語	化学	農業政策			珠算、幾何 商業算術		商業文	同上	同業道徳上	第三学年
二 五	三	〇 一	一	一	一	二		二	二	四			一		四			三	一	時数 毎週
	同上	実習	工業大意	内外商業実践	同上	英文記帳 工業簿記		商工政策 財政学	商業法規	同上			商業史		珠算、商業算術 統計			支那時文上	同上	第四学年

備考 タイプライティングハ随意科トシ希望者ニ実習セシム

第三章 学年学期及休業日

第六条 本校ノ学年ニ前期ト後期ノ二ツアリ

前期ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

後期ハ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

前 第一学期自四月一日至八月三十一日

第二学期自九月一日至十二月卅一日

期 第三学期自翌年一月一日至三月卅一日

後 第一学期自九月一日至十二月三十一日

第二学期自翌年一月一日至三月三十一日

期 第三学期自四月一日至八月三十一日

第八条 本校ノ休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、大祭祝日

二、日曜日

三、毎月末日

四、本校創立記念日 三月四日

五、春季休業 自三月二十一日至三月三十一日

六、夏季休業

自七月十一日至七月二十日

自八月二十一日至八月三十一日

七、冬季休業

自十二月二十一日至一月七日

第四章 入学及退学

第九条 入学期ハ学年ノ始メトス

但シ時期ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアル可シ

第十条 第一学年ニ入学ヲ許ス可キモノハ、年齢滿十四年以上ニシテ高等小学校ヲ卒業シ、或ヒハ又試験ニ

ヨリ之下同等以上ノ学力ヲ有スト認メタル身体健全操行善良ノモノタル可シ

第十一条 前条入学志願者募集人員ヲ超過シタルトキハ、高等小学校卒業程度ニヨリ読書作文習字及算術ノ

試験ヲ行ヒ入学者ヲ選抜ス

第十二条 第二学年以上ニ於テ欠員アルトキハ、相当年齢ニ達シ本校前各学年各学科目ノ試験ヲ課シ、之ニ

合格シタル者ヲ入学セシムルコトアル可シ

第十三条 入学志願者ハ第一号書式ノ入学願書及第二号書式ノ履歴書ニ入学試験手数料金參円ヲ添ヘテ差出

ス可シ

第十四条 他ノ商業学校ヨリ転学セントスル者アルトキハ、該学校長ノ在学証明書及試験成績表ヲ差出サシ

メ、欠員アル場合ニ限り無試験ニテ第三学年以下ノ相当学年ニ編入ス

但シ学科目ノ配当ヲ異ニスル場合ハ其学科目ノ試験ニ合格シタルモノタル可シ

第十五条 入学ヲ許可セラレタルモノハ、戸籍抄本及第三号書式ノ在学証書ニ入学金ニ円ヲ添ヘテ差シ出ス可シ

第十六条 保証人ハ生徒ノ父母後見人若シクハ丁年以上ノ一家ヲ立テル男子ニシテ、学校所在地ヨリ三里以内ノ所ニ在住シ、本人ノ身上ニ関シ一切ノ責ニ任シ得ヘキモノタル可シ

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ資格ヲ失フニ至リタルトキハ、更ニ之ヲ選定シ速カニ第三号書式ノ在学証書ヲ差出ス可シ

第十八条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニヨリ退学セントスルモノハ、其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ツ可シ

但シ疾病ノ場合ニハ医士師ノ診断書ヲ添付ス可シ

第十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

- 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタルモノ
- 二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルモノ
- 三、引続キ一ケ年以上欠席シタルモノ

四、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタルモノ

五、出席常ナラサルモノ

六、授業料ヲ滞納シ督促ヲ受クルモ尚納付セサル者

第五章 学費

第二十条 授業料ハ年額四十八円トシテ左記ノ割当ニ依リ分納セシム可シ

(期 前) 第一学期金拾七円四月二 日限り

第二学期金拾七円九月二十日限り

(期 後) 第三学期金拾四円翌年一月二十日限り

但シ校長ノ許可ヲ得テ月割月額金四円ヲ毎月十日迄ニ分納スルコトヲ得

第廿一条 本校ノ休業前学期ニ亘ルトキ若クハ疾病其他已ムヲ得サル事故ニヨリ予メ届出ノ上全学期ニ亘リ

休業スルトキハ其ノ学期分ノ授業料ヲ徴収セス

第廿二条 前条ノ場合ノ外疾病其ノ他ノ事故ニヨリ欠席スルコトアルモ在学中ハ授業料を徴収ス

但シ一旦納付シタル授業料及入学試験手数料入学金ハ如何ナル事由アルモ返付スルコトナシ

第六章 成績査定

第廿三条 各学年学科目ノ成績ハ学年評点ニヨリ之ヲ定ム

第廿四条 学年評点ハ平素ノ成績及試験成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

第廿五条 試験ヲ分チテ学期試験及学年試験トス

第廿六条 学期試験ハ第一期及第二期期末ニ於テ、該学期間ニ履修シタル課程ニ付キ之ヲ行ヒ学年試験ハ

第三学期末ニ於テ該学期間ニ履修シクル課程ニ付之ヲ行フ

但シ疾病其他正当ナル事由ニ依リ試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ願出ニヨリ学年試験ニ追試験ヲ行フコトアル可シ

第廿七条 学科目ノ性質ニヨリ平素ノ成績ヲ以テ試験成績ニ代フルコトアリ

第廿八条 学業成績ハ総テ点数ヲ以テ之ヲ表示シ、百点ヲ満点トシ各学科目四十点以上平均六十点以上ヲ合

格トス、操行ハ他ノ学科目ト同シク一学科目トシテ評点算入ス

第廿九条 最終学年ノ課程ヲ卒リタル者ニハ第四号書式ノ卒業証書ヲ授与ス

第七章 選科生

第三十条 本校学科目中ノ或ル学科目ヲ選修セントスル者ヲ選科生トナス

但シ選科生ハ本科教授上差支ナキ場合ニ限り入学ヲ許可ス

選科生ノ入学資格並ニ授業料ハ本科ニ同シ

第卅一条 入学志願者ハ第五号書式ノ入学願書及第二号書式ノ履歴書ニ、入学試験手数料金參円ヲ添ヘテ差

出ス可シ

第卅二条 所定ノ課程ヲ卒リタル選科生ニハ第六号書式ノ修業証書ヲ授与ス

第八章 特待生

第卅三条 品行方正、學術優等ナルモノハ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第九章 賞罰

第卅四条 学力優等品行方正ニシテ他ノ模範トスルニ足ル可キ者ニハ賞状若シクハ賞品ヲ授与ス

第卅五条 生徒タルノ本分ニ悖ル者ハ懲罰ニ処ス

懲罰ハ譴責、謹慎、停学及放校ノ四種トス

第十章 補則

第卅六条 本則施行上必要ナル細則ハ学校長之ヲ定ム

附則

本則ハ大正十五年九月一日ヨリ施行ス

(第一号書式、第二号書式、第三号書式、第四号書式、第五号書式、第六号書式 略)

東京市外世田谷町松陰神社側

(玉川電車「松陰神社前」下車)

國士館商業學校

電話青山五一四三番

九 (昭和二年一〇月) 國士館實務學校計畫案 (渋沢史料館所蔵)

(表紙)

〔^(後筆)昭和二年十月十三日柴田徳次郎氏持参

面接シテ口頭詳細ノ事由ヲ聴取ス

國士館實務學校計畫案

〔^(後筆)本校發展ノ為メ爾來東京市内ノ富豪ニ就テ

資金募集ニ尽力セラレ三井家始メ、夫ニ応募セラルル

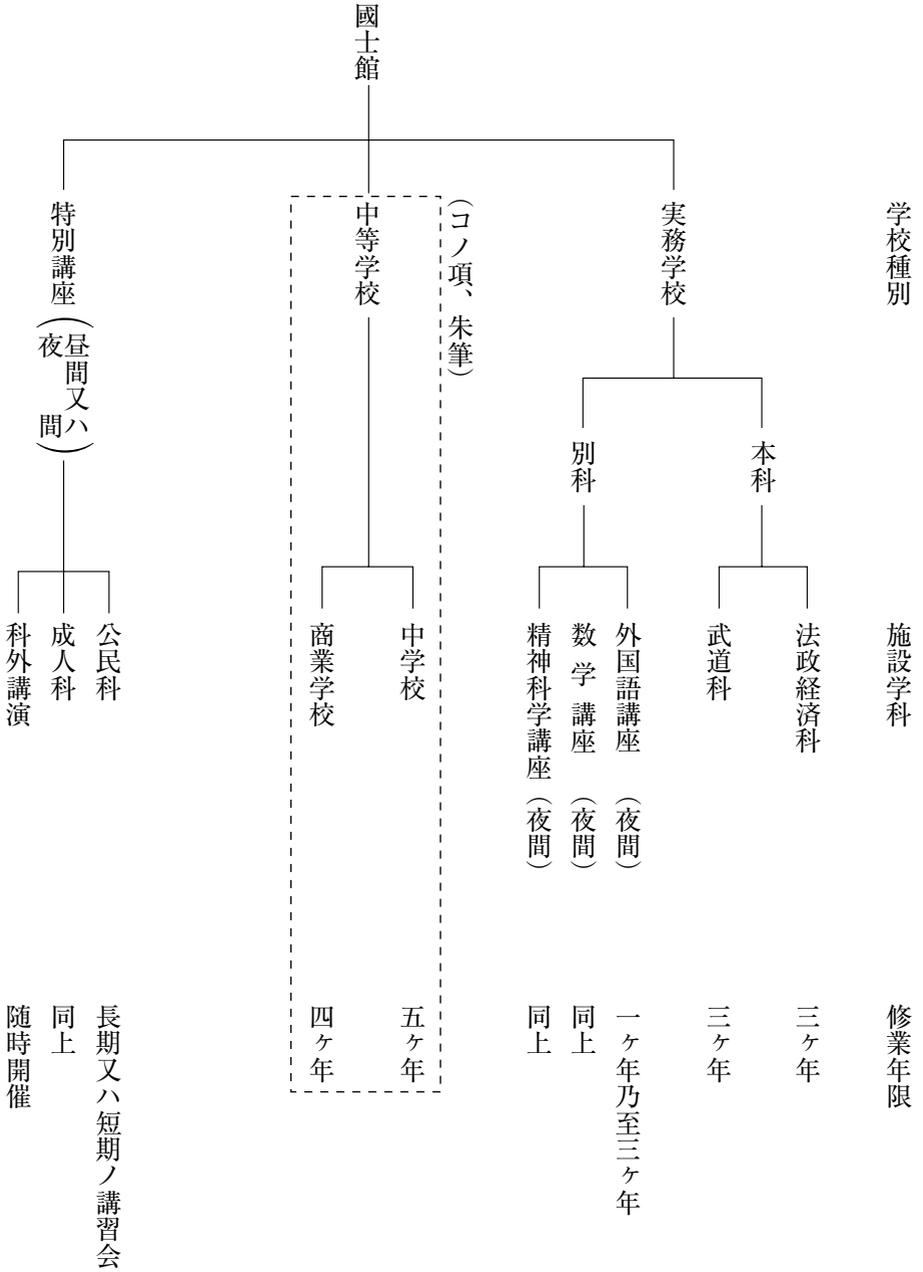
ニ付、当方ニテモ従來ノ關係上金壹万円ヲ來ル昭和三年

ヨリ向三ヶ年賦ヲ以テ寄附スルコトニ定メタリ、就テハ本月ノ

同族会ニ、右寄附金ニ付議案ノ提出有之度事

昭和二年十二月十五日 栄一

〔^(後筆、毛筆書き)昭和二年十二月十五日柴田徳次郎氏飛鳥山邸ニ持参〕



備考

一、黒字ハ予定、赤字ハ既設

二、実務学校別科又ハ成人科ノ学科目中ニ随時国語及漢文科講座ヲ開催スル予定

国士館実務学校施設学科及生徒定員数

(本科生)

小計	第一学年	第二学年	第三学年
法制経済科	昼四〇人	四〇人	四〇人
武道科	昼四〇	四〇	四〇
合計	一二〇	一二〇	一二〇
			三六〇

(別科生)

小計	初年度	次年度	三年度
外国語講座	三〇人	三〇人	三〇人
数学講座	三〇	三〇	三〇
精神科学科	一、三〇	三〇	三〇
合計	九〇	九〇	九〇
			二七〇

種別	国士館實務學校建築内容坪数		計坪数
	所要室数	各室坪数	
法律経済科	三教室	二〇	六〇
武道科	三教室	二〇	六〇
別科	六教室	二〇	一二〇
特別講座	三教室	二〇	六〇
職員室	六室 大二 小四	三〇 二〇	六〇
事務室	一	二〇	二〇
標本室	一	二八	二八
物置	一	二〇	二〇
図書室	一	二〇	二〇
同閲覧室	一	四〇	四〇
応接室	二	二〇	四〇
使丁室	一	二〇	二〇
雨天体操场 兼生徒控室	一	七八	七八
中講堂	一	六〇	六〇
自転車置場	一	四〇	四〇
車置場	一	二〇	二〇
廊下及 階段			五六
合計			八五〇

国士館實務學校創設費予算

一金拾貳万七千五百円

建築費（総坪八百五拾坪

木造坪当り百五拾円）

一金壹万貳千円

地均ラシ外柵及設備費

一金五千円 建築事務費

一金貳万四千円 職員住宅三棟建築費

一金五万円 寄宿舎建築費（八拾人収容）

一金参万円 図書費

一金壹万五千円 設備費

一金拾五万円 基本金

合計金四拾壹万参千五百円也

備考

金拾参万壹千五百参拾六円貳拾六銭也

毛利公爵家ヨリ譲渡ノ敷地六千坪代金

* 柴田徳次郎が、渋沢栄一邸に持参した国士館の将来計画案である。表紙に支援を渋沢家同族会議に
はかろうとするメモ書きが残る。渋沢が国士館の支援者となる経緯の詳細は不明だが、大正一〇年
七月、国士館維持委員会は渋沢邸で発足したと伝えられ、同一二年四月には栄一自ら国士館を訪ね、
学生・教職員を前に講演している。ここでいう「実務学校計画」は、高等教育機関としての専門学

校の創設をめざした計画であった。

一〇（昭和三年一〇月） 国士館専門學校並實務學校創設計画書（渋沢史料館所蔵）

（表紙）

「御出席方」
（後筆）

頭山翁 山崎（憑）元二郎次官

徳富翁 末永一三先生

望月内相 有賀長文先生

團翁

井上準之助先生

服部金太郎翁

「（後筆） 国士館専門學校並實務學校創設計画書

「（後筆） 一、専門学校長として

水野前文相を迎へる

徳富、山崎次官無任

一、原案賛成

目次

- 一、專門學校並実務學校創設計画
- 二、國士館專門學校施設学科及生徒員數
- 三、実務學校施設学科及生徒定員數
- 四、專門學校並実務學校創設費予算
- 五、經常費收入予算
- 六、經常費支出予算
- 七、校舍建設内容及坪數

一、専門学校並実務学校創設計画^{*1}

学校種別 施設学科

修業年限

専門学校

本科（国語、漢文、武道兼修）

四年

専門学校本科ニ於テハ國士館ノ本領タル真摯堅実ナル精神ヲ涵養シ斯道ノ中等教員タル者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

修業年限ハ若シ文部省内規ノ変更ヲ見ル場合ニハ三年トスルコト

國士館

実務学校

商工科（昼夜）

一年

拓植科

一年

実務学校ニ於テハ中学校卒業程度以上ノ者ヲ收容シ商工拓植ニ必要ナル教育ヲ施シ短期間ニ会社銀行其ノ他ノ実務ニ従事スル真摯ナル実業家ヲ養成スルヲ以テ目的トス

特別講座

特別講座（講）ニ於テハ定期ニ或ハ臨時ニ地方青年ヲ寄宿舎ニ收容シ共同生活ヲ為サシメ特ニ精神訓練ヲ行フヲ主眼トシ特別講義ヲ聴講セシム

備考

既設学校

中等学校
 中学校
 商業学校（夜）

四年
 五年

*1 専門学校並実務学校創設計画 前掲昭和二年一〇月の計画案で実務学校として一括されていたもののうち、本科の一部を専門学校として独立させている。これとは別に商工科と拓植科よりなる実務学校を置いている。

二、国士館専門学校施設学科及生徒定員数

種別	第一学年			第二学年			第三学年			第四学年			合計
	学級数	区別	定員										
本科	二	昼	八〇	二	同	八〇	二	同	八〇	二	同	八〇	三三〇

三、実務学校施設学科及生徒定員数

種別	学級数	区別	定員
商工科	一一	夜昼	五〇五〇
拓植科	一	昼	五〇
計	三		一五〇

四、専門学校並実務学校創設費予算

一金拾万七千八百四十六円也 校舍建築費

総坪数七百八十五坪二八
木造坪当り百三十円
外二九十六坪坪当六十円

一金五千円也 地均シ外柵等

一金貳万五千円也 寄宿舎建築費(百名収容シ得ル見込)

一金五千円也 図書購入費

一金八千円也 設備費

合計金拾五万八百四十六円也

外ニ基本財産金拾五万円也

五、經常費收入予算

科目	第一年度		第二年度		第三年度		第四年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
授業料	専一八〇 実一五〇〇	一七、〇〇〇円	一五〇〇	二四、〇〇〇円	二二〇〇 一五〇〇	三一、〇〇〇円	二八〇〇 一五〇〇	三七、〇〇〇円
入学検査料	三〇〇	一、五〇〇	三五〇	一、七五〇	四〇〇	二、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇
入学金	二三〇	一、一五〇	二三〇	一、一五〇	二三〇	一、一五〇	二三〇	一、一五〇
基金利子	一五万円	七、五〇〇	同上	七、五〇〇	同上	七、五〇〇	同上	七、五〇〇
合計		二七、一五〇		三四、四〇〇		四一、六五〇		四七、六五〇

備考 一、授業料ハ専門学校ハ一ケ年金百円、実務学校ハ一ケ年六拾円トス

一、入学検査料一人金五円トス

一、入学金ハ一人金五円トス

六、經常費支出予算

(1) 人件費

種別	第一年度		第二年度		第三年度		第四年度	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額
教授	五	一、二、〇〇〇円	六	一四、四〇〇円	八	一九、二〇〇円	一〇	二四、〇〇〇円
講師	八	三、八四〇	一三	六、二四〇	一五	七、二〇〇	一六	七、六八〇
事務員	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇
使丁	二	一、二〇〇	二	一、二〇〇	三	一、八〇〇	三	一、八〇〇
小計		一九、四四〇		二四、二四〇		三〇、六〇〇		三五、八八〇

備考 教授平均一ヶ月貳百円、講師同四拾円トシテ計上ス

(2) 諸経費

科目	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
図書研究費	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
印刷費	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
通信費	二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇
電灯電話費	九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
広告費	六〇〇	六〇〇	七〇〇	七〇〇
保険費	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
式典費	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇
営繕費	三〇〇	六〇〇	九〇〇	一、〇〇〇
旅費	五〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
雑費	五〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇
予備費	一、五一〇	一、五六〇	一、六五〇	一、九七〇
計	七、七一〇	一〇、一六〇	一一、〇五〇	一一、七七〇

七、校舎建設内容及坪数

種別	所要室数	各室坪数	坪数合計
本科	大二 小六	合併教室 四〇	二〇〇
実務科	三	二五	七五
職員室	二	校長室 二五	三五
事務室	一	二〇	二〇
図書室(書庫)	一	二〇	二〇
同閲覧室	一	四八	四八
応接室	一	一九	一九
宿直室	一	一〇	一〇
大教室	合併教室 一	六四	六四
講堂	一	八七	八七、〇〇
廊下階段			二〇七、二八
及便所			七八五、二八
合計	二〇	三八八	

備考

木造二階建 坪二三〇円当 一〇二、〇八六、四〇^円

外二

雨天体操場

一

九六坪

兼生徒控室

木造平家建 坪六〇円当 五、七六〇、〇〇^円

計一〇七、八四六、四〇^円

*前掲九の実務学校計画案が修正され、はじめて高等教育である専門学校創設計画が建てられたことを示す。表紙に遺された洪沢栄一のメモによれば、専門学校長に水野鍊太郎前文部大臣を迎えることが同時に提案され、その交渉は徳富蘇峰と山崎源二郎に一任された模様である。洪沢もこれに賛意を示したことが記されている。

一一 昭和三年一月七日 国士館維持委員会経過報告（洪沢史料館所蔵）

肅啓益御清栄の段奉慶賀候

陳者予て御高配相仰ぎ居り候財団法人国士館の儀、御蔭を以て関係各位の多大なる御尽力に依り、去る十月二十二日午後二時より工業倶楽部に維持委員会開催任り、左記諸氏御出席、徳富委員より發起人を代表して

大正十五年十一月二十五日会合以来の経過と故野田卯太郎翁の別懇諸彦への遺言的依頼等を述べられ、次に山崎委員より国士館新計画の内容に就き詳細説明の上、種々懇談、孰れも満場一致承認、更に山崎委員より前文部大臣水野鍊太郎氏を学長に迎へたき旨提案、是亦満場一致承認の上散会致し候、依つて本月一日山崎、徳富両委員及柴田理事同道水野氏を訪問、委員一同の希望を開陳の結果、同氏の快諾を得候間、以上併せて御報告申上候、尚詳細は近日御手許に贈呈可申上國士館々報に就て御諒承被下度、不取敢右御報告を兼ね従来の御厚情を深謝し、更に今後共一層御高配賜り度御依頼迄如斯御座候 敬具

当日御出席の各位は下名發起人の外、文部省式部普通学務局長殿、有賀長文殿、末永十三殿、服部金太郎殿、本山彦一殿（代）井上準之助殿、團琢磨殿、望月内務大臣殿 （着順）

国士館役員柴田、上塚、山田各理事、關野幹事

昭和三年十一月七日

子爵 澁澤 榮一

子爵 栗野慎一郎

頭 山 満

徳富猪一郎

山崎達之輔

澁澤榮一殿

侍史

*本文は活版印刷、宛名は毛筆。

一一二 昭和四年三月 國士館専門學校設置認可書原本 (旧資料室収集資料「認可書類綴」)

①

〔昭和4(東京府經由印)3.11 第(番号を欠く)号〕

東專三九号

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、國士館専門學校ヲ専門学校令*ニ依り設置スルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文部大臣 勝田主計(印)

* 1 専門学校令 明治三六年三月二七日勅令第六一号により制定、同年四月一日施行。第一条に「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」とし、入学資格は中学校もしくは高等女学校卒業、又は同等の学力を有する者とされた。

②

東專三九号

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、水野鍊太郎*1ヲ校長ト定ムルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文 部 大 臣 勝 田 主 計(公印)

* 1 水野鍊太郎 秋田佐竹藩士水野立三郎長男として、明治元年一月一〇日、浅草鳥越町旧佐竹藩邸に生る。同二五年、東京帝国大学法科大学法律学科卒業。内務省参事官、内務省書記官、土木局

長、地方局長を歴任。法学博士(著作權法)。貴族院議員。立憲政友会入党。大正七年四月内務大臣、以後、朝鮮總督府政務總監、内務大臣兼復興院總裁、文部大臣(昭和二年〜三年)等歴任。昭和三年四月、勲一等旭日桐花大綬章(地方自治制五十年)。昭和二四年一月二五日、病死。

③

東專三九号

國土館専門學校設立者

財団法人 國 士 館

昭和四年一月三十日申請、仮校舎使用ノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文 部 大 臣 勝 田 主 計(公印)

④

東專三九号

國土館専門學校設立者

財団法人 國 士 館

昭和四年一月三十日申請、左記ノ者ヲ各頭書ノ学科目教員ニ採用スルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文 部 大 臣 勝 田 主 計 印(公印)

記

武 道 (劍)	小 川 忠 太 郎
武 道 (柔)	山 下 義 昭 <small>(留)</small>
漢 文	眞 藤 義 丸
武 道 (劍)	齋 村 五 郎
生 理 衛 生	影 山 藤 作
修 身	渡 邊 海 旭
体 操	匹 田 貞 太 郎
論 理	柴 田 德 次 郎
武 道 (柔)	飯 塚 國 三 郎
漢 文	内 田 周 平

以上

一三 昭和四年三月 國士館専門學校設立申請書類

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ四二)

(一) 國士館専門學校設立認可、東京府通達書原本

巳学第九八六号

昭和四年三月十三日受

財団法人國士館理事柴田徳次郎宛

専門學校設置ノ件

本年一月卅日付申請、標記ノ件ハ左記事項ヲ履行スルモノトシテ、別紙ノ通認可相成タル旨、其筋ヨリ通牒有之候条、此段及移牒候也

記

一、既定計画ヲ確實ニ履行スルコト。

- 二、基本金ノ保管方法ヲ変更セントスルトキハ予メ文部省ノ承認ヲ得ルコト。
- 三、中学校及商業学校ノ基金ハ所定ノ期限内ニ積立ツルコト。

(二) 國士館専門學校設立認可、文部省示達書原本

①

東專三九号

昭和四年三月十一日

文部省専門学務局長 西山政猪

 (公印)

東京府知事 平塚廣義殿

昭和四年二月四日巳学第九八六号ヲ以テ、國士館専門學校設置ニ関シテハ左記事項ヲ履行スルモノトシテ、本日別紙ノ通認可相成タルニ付テハ、其ノ旨設立者へ御示達ノ上、之カ実行方特ニ御督励相煩度、依命此段通牒ス

記

一、既定計画ヲ確實ニ履行スルコト

二、基本金ノ保管方法ヲ変更セントスルトキハ、予メ本省ノ承認ヲ得ルコト

三、中学校及商業学校ノ基金ハ所定ノ期限内ニ積立ツルコト

②

東專三九号

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、國士館専門學校ヲ専門学校令ニ依リ設置スルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文部大臣 勝田主計

③

東專三九号

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、水野鍊太郎ヲ校長ト定ムルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文部大臣 勝田主計

④

東專三九号

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、仮校舎使用ノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文部大臣 勝田主計

⑤

東專三九号

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日申請、左記ノ者ヲ各頭書ノ学科目教員ニ採用スルノ件、認可ス

昭和四年三月十一日

文部大臣 勝田主計

記

武道（劍）

小川忠太郎

武道（柔）

山下義昭^{（留）}

漢文

眞藤義丸

武道（劍）

齊村五郎

生理衛生

影山藤作

修身

渡辺海旭

体操

匹田貞太郎

倫理^{（留）}

柴田徳次郎

武道（柔）

飯塚国三郎

漢文

内田周平

（三）昭和四年一月三〇日 国士館専門學校設立申請書原本

①

進達願

今般本財団法人ニ於テ國士館専門學校ヲ設置致度ニ付テハ、右申請書ヲ其ノ筋へ御進達相成度、此段及御願候也

昭和四年一月卅日

財団法人國士館理事

柴田徳次郎 印

東京府知事平塚廣義殿

②

専門學校設置認可申請

今般本財団法人ニ於テ専門學校令ニ依リ國士館専門學校ヲ設置致度ニ付テハ、御認可相成度、書類ヲ具シ此段申請候也

昭和四年一月卅日

財団法人國士館理事

柴田徳次郎 印

文部大臣勝田主計殿

③

書類目次

- 一、申請書
- 一、國土館沿革
- 一、設置要項
- 一、学則
- 一、教員予定表
- 一、經常費予算書
- 一、臨時費予算書
- 一、計画書
- 一、学級編成
- 一、教室其ノ他各室配当表
- 一、備品目録
- 一、学校長認可申請書
- 一、教員採用開申
- 一、教員採用認可申請書

- 一、財産目録
- 一、寄附行為
- 一、寄附申込書
- 一、資産証明書
- 一、一部敷地賃貸借契約書ノ写
- 一、地質及水質証明書
- 一、中学校及商業学校學則
- 一、現在生徒数一覽表
- 一、現在校舎図面
- 一、敷地附近ノ図面及狀況
- 一、新築校舎ノ図面及仕様書

④

國土館沿革

大正六年十一月四日東京市麻布区筭町一八二大民団事務所内ニ夜學塾ヲ開キ、毎日二時間乃至四時間政治、經濟、社会、宗教、哲學、武道、外國語等ノ科目ヲ教授ス、時勢ノ要求ハ日ヲ經ルニ從ヒ聽講者ノ數ヲ増シ

教室ノ狹隘ヲ告グルニ至リ、且ツ社会的風潮ハ益危道ニ偏セントスルヨリ、同士奮起シ國士館ノ移設ヲ計画シ、地ヲ市外世田谷町松陰神社畔ニ相シ、大正八年二月工ヲ起シ九月講堂、道場、寄宿舎、本部等ノ工成リ、同時ニ財団法人ノ組織トナシ、館規ヲ制定シ同年十一月英才教育ヲ旗幟トシテ広ク学生ヲ募集シ開齋ス、大正九年十月第二期生ヲ募集シ同十年一月学園内ニ館宅六棟ヲ起工シ四月竣工ス、尚同年五月一日ヨリ新寄宿舎ノ建築ニ着手シ九月廿五日落成セリ、

次テ大正十二年四月ヨリ國士館中等部ヲ新設シ、十四年四月改メテ文部省ノ認可ヲ得、中等部ヲ國士館中學校ト改称、同年六月中學校々舎（総坪數四百十坪、総二階建）ノ建築ニ着手シ、九月初旬落成ス、

大正十五年荏原郡西部六ヶ町村長及ビ町村有力者援助ノ下ニ國士館商業學校ヲ新設シ、三月四日認可四月十五日開校ス、

大正十五年七月理事國士館中學校長瀨鳳輔死去、校長ニハ理事柴田徳次郎認可、就任ス、

昭和三年二月隣接公爵毛利家所有土地山林約六千坪買取、校地拡張ヲナシ、専門學校及実務學校創設準備着々進行ス、

⑤

國士館専門學校設置要項

一、名称

國士館専門學校

一、位置

東京府荏原郡世田谷町世田谷一、〇〇六番地

一、生徒定員

四百名

一、組織及学級編成

本科	種別	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		計		
	学級	二	一〇〇	学級	二一	一〇〇	学級	一一	一〇〇		学級	八
			定員		定員		定員		定員		定員	

一、学則

別紙ノ通り

一、入学資格

- 一、中学校卒業者
- 二、専門學校入学者検定規程ニ依リ一般専門學校入学ニ関シ指定セラレタル者
- 三、同規程ニ依ル試験檢定合格者

一、授業料

年額金百円也

一、入学考査料及入学料

各金五円

一、教員数

		第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
専任	六	八	一三	一六	
兼任	八	一二	一三	一六	

一、経費維持ノ方法

經常費ハ本財団法人ノ基本財産ヨリ生ズル果実及寄附金

授業料其他ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

臨時費ハ総テ寄附金及積立金ヲ以テ之ニ充当ス

収支予算書別紙ノ通り

一、地質及水質証明書

別紙ノ通り

一、敷地

五千七百九拾六坪一合四勺 財団所有ノ分

六千百六坪 賃貸借ノ分

一、校舎

中学校、商業学校専用ノ分 四百拾坪

専門学校専用ノ分 八百八拾三坪三合五勺

共用ノ分 三百七拾三坪九合五勺

其ノ他附属建物 四百三十九坪八合二勺

計貳千百〇七坪一合二勺

財団所有

一、設立者

財団法人國士館

一、財団法人ノ資産総額

金七拾六万八千九百九拾貳円七拾七錢

一、学校代表者

校長 水野鍊太郎

一、開校年月日

昭和四年四月

⑥

國士館専門學校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ専門學校令ニ依リ、國士館ノ本領タル真摯堅実ナル精神ヲ涵養シ、兼ネテ中等教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ニ本科及ビ研究科ヲ置ク

第三条 本校ノ修業年限ハ本科四年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校ノ生徒定員ハ本科四百名トス

第二章

第五条 学科目及ヒ其程度左ノ如シ

第六条 学年八四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三章 学年学期及休業日

合計	体操	英語	哲学及社会学	法制及経済	衛生生理	歴史	漢文	国語	論理及心理	教育	修身	武道史	武道	
						国史	講讀、作文	講讀、作文	論理学大要		実践倫理	武道全般ノ變遷發達	実習論形	第一学年
四一	二	三			二	一	八	八	二		一		一二二	毎週授業時数
						東洋史	同上	同上	心理学大要		倫理学		同上	第二学年
四一	二	三	二			一	八	八	二		一		一二二	毎週授業時数
						西洋史	講讀、作文	講讀、作文			東洋倫理		同上	第三学年
四一	二	三	二	二		一	八	八			一	二	一二二	毎週授業時数
							講讀、作文	講讀、作文		教育法	国民道德		同上	第四学年
四一	二	三		二			八	八		二	二	二	一二二	毎週授業時数

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、国士館創設開校記念日 十一月四日

一、春季休業 自三月二十一日 至四月七日

一、夏季休業 自七月二十一日 至九月十日

一、冬季休業 自十二月二十一日 至一月七日

第四章 入学、在学、退学及懲戒

第九条 生徒ヲ入学セシムヘキ時期ハ毎年四月トス

第十条 本科第一学年ニ入学シ得ヘキ者ハ、左ノ各号ノ一二該当スルモノニシテ本校ニ於テ詮衡シタル者ニ

限ル

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル者

三、同規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

第十一条 入学セントスル者ハ、別ニ定ムル様式ノ入学願書履歴書、戸籍抄本及ヒ写真ニ入学金ヲ添ヘ願出

スヘシ

第十二条 入学許可ヲ受ケタル者ハ、別ニ定ムル様式ノ誓約書ヲ保証人連署ノ上差出スヘシ

第十三条 第一学年ノ生徒ハ必ス本校寄宿舎ニ収容スルモノトス

第十四条 兵役其ノ他止ムヲ得サル事由ノ為メ休学セントスル者ハ、其ノ証明書及ヒ事由ヲ詳記シ願出ノ上

許可ヲ受クヘシ

第十五条 休学ノ許可ヲ受ケタル者ハ、休学中ノ授業料ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第十六条 退学セントスル者ハ、其ノ事由ヲ具シ願出ノ上許可ヲ受クヘシ

第十七条 保証人ハ能力者ニシテ本校ヨリ一里以内ニ住所ヲ有スル者、若クハ東京市ニ在住スル者ニシテ適

当ナリト認メタル者タルヘシ

第十八条 保証人ヲ変更シタル場合、又ハ其ノ氏名住所ヲ変更シタル時ハ其ノ都度届出ヘシ

第十九条 欠席者ハ其ノ事由ヲ具シ届出ヘシ、但シ病氣ノ為メ欠席七日以上ニ及フ場合ハ校医ノ診断書ヲ添

フルコトヲ要ス

第二十条 生徒ノ本分ニ悖リタル行為アリト認ムル時ハ、其ノ軽重ニ從ヒ譴責、停学、除名処分ニ附ス

第五章 試験及卒業

第二十一条 各科ノ試験ハ各学科目ニ付各年度ノ終リニ行フ

第二十二条 各学科目ノ成績ハ百点ヲ満点トシ六十点以上ヲ合格トス

第二十三条 毎年度ニ配当セル学科目中不合格ノ学科三科目以上アルトキハ進級セシメス

第二十四条 病氣其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得サリシ者ニハ、第一学期中ニ追試験

ヲ行フコトアルヘシ

第二十五条 卒業者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 外国人学生

第二十六条 外国人ニシテ入学ヲ希望スル場合ハ、定員ニ於テ特ニ詮衡ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ、

入学ノ際ニ中学校卒業程度ノ試験ヲ施シ、其ノ成績優良ナル者ハ本科生トシテ取扱フ

第二十七条 外国人学生ハ本国官憲ノ証明書又ハ紹介状ヲ添付スルコトヲ要ス

第七章 授業料及手数料

第二十八条 入学セントスルモノハ、入学考査料金五円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ、入学金五円ヲ納付スルコトヲ要ス

第三十条 授業料ハ本科生ハ一ヶ年金百円トス、但毎月分納スルコトヲ得

第三十一条 学年試験料ハ之ヲ徴収セズ、但追試験ヲ行フ場合ハ一学科目金弍円以内ノ試験料ヲ徴収ス

第三十二条 証明書ノ下附ニハ金五拾銭以内ノ手数料ヲ徴収ス

第三十三条 一旦納付セル授業料及諸料金ハ一切之ヲ返還セズ

第八章 研究科

第三十四条 研究科ニ入ラントスル者ハ、本校卒業者又ハ教授会ニ於テ詮衡シ許可セラレタル者ニ限ル

第三十五条 研究科ニ入ラントスル者ハ研究学科目ヲ記シ願出ツヘシ

第三十六条 研究科生ハ研究ニ関シ主任教授ノ指導ヲ受クヘシ

第三十七条 研究科生ハ其ノ研究ヲ終ヘタル時ハ研究ノ結果ヲ指導教授ニ提出スヘシ

第三十八条 研究ノ目的ヲ達シタリト認メタル者ニ対シテハ修業証書ヲ授与ス

第三十九条 研究科生ハ研究科年額金五拾円ヲ入学ノ際納付スルコトヲ要ス

補則

第四十条 本校教授会、職員制、生徒心得ニ関スル事項及本学則施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

⑦

初年度採用教員予定表

担任学科目	毎週教授時数	兼任 専任	学位 称号	氏名
武道(劔)	八	専	精練証	小川忠太郎
武道(柔)	一〇	全	八段	山下義韶
漢文	一二	全	文学士	眞藤義丸
国語	一二	全	文学士	上野正澄
英語	六	全	文学士	柴田玉宗
論理	四	全	文学士	柴田徳次郎
武道(劔)	六	兼	範士	齋村五郎
武道(柔)	四	全	文学士	飯塚國三郎
漢文	四	全	文学博士	内田周平
国語	四	全	文学博士	上田萬年
生理衛生	四	全	ドクトル フキロンフキ一	影山藤作
修身	一	全		渡邊海旭
歴史	二	全	文学士	内藤政光
体操	四	全	陸軍少佐	匹田貞太郎

(二年度、三年度、四年度採用教員予定表 略)

⑧

経常費収入予算

科目	第一年度		第二年度		第三年度		第四年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
授業料	一〇〇	一〇、〇〇〇	二〇〇	二〇、〇〇〇	二八〇	二八、〇〇〇	三六〇	三六、〇〇〇
入学 考査料	一五〇	七五〇	一五〇	七五〇	二〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇
入学 基本金	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇	五〇〇
寄附金	十五万円	七、五〇〇	一	七、五〇〇	一	七、五〇〇	一	七、五〇〇
合計	一	二二、五〇〇	一	二八、七五〇	一	三七、〇〇〇	一	四五、〇〇〇

備考、授業料八年額一人宛百円宛、入学考査料、入学金ハ各五円トス

經常費支出予算

一、人件費

種別	第一年度		第二年度		第三年度		第四年度	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額
専任教員給	六	一〇、二〇〇	八	一三、六〇〇	一三	二二、一〇〇	一六	二七、二〇〇
兼任教員給	八	三、二〇〇	二	四、八〇〇	一三	五、二〇〇	一六	六、四〇〇
事務員給	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇	二	二、四〇〇
使丁給	二	一、二〇〇	二	一、二〇〇	二	一、二〇〇	二	一、二〇〇
小計		一七、〇〇〇		二二、〇〇〇		三〇、九〇〇		三七、二〇〇

二、諸経費

図書費	一一、〇〇〇		一、五〇〇		一、〇〇〇		一、五〇〇
印刷費	五〇〇		五〇〇		五〇〇		五〇〇
通信費	二〇〇		三〇〇		三〇〇		三〇〇
広告費	三〇〇		四〇〇		四〇〇		四〇〇
保険費	五〇〇		五〇〇		五〇〇		五〇〇
式典費	二〇〇		三〇〇		三〇〇		三〇〇
営繕費	三〇〇		九〇〇		九〇〇		一、〇〇〇
雑費	五〇〇		一、二〇〇		一、二〇〇		一、五〇〇
予備費	一、〇〇〇		一、一五〇		一、〇〇〇		一、八〇〇
小計	五、五〇〇		六、七五〇		六、一〇〇		七、八〇〇
合計	二二、五〇〇		二八、七五〇		三七、〇〇〇		四五、〇〇〇

備考、専任教員平均給一人年額千七百円、兼任四百円、事務員給千二百円、使丁給六百円トシテ計上ス

⑨

臨時費予算

	校地購入費	昭和三年度 一五〇、〇〇〇	昭和四年度
	校舍建築費		一一四、九一二
	敷地整理費	七、三〇〇	
	寄宿舎建築費		二五、〇〇〇
	図書購入費	二、〇〇〇	三、〇〇〇
	設備費		八、〇〇〇
	基本金		一五〇、〇〇〇
	計	一五九、三〇〇	三〇〇、九一二

備考、昭和三年度臨時費ハ既ニ支出済也

⑩

計画書

昭和二年度ニ於テ敷地ヲ買取シ之ヲ整理シテ校舍建築ニ着手シ、昭和四年三月竣工ノ予定ナリ、之ニ要スル創設費ハ別紙臨時費ニ計上シタル通り、既ニ支出シタルモノ十五万九千三百円、昭和四年度中ニ支出スヘキモノ參十万九百十二円ナリ、之ヲ以テ専門学校創設ヲ完成セントス

評議員

侯爵

山崎源二郎

柴田徳次郎

小村 欣一

渡邊 海旭

末永 一三

飯田延太郎

松野 鶴平

上塚 司

山田 悌一

井上敬次郎

濱地 八郎

山崎源二郎

頭山 立助

眞藤 義丸

森 俊藏

⑫

備品目録

種目	数量	単価	全価	備考
大デスク	一	一五〇、〇〇円	一五〇、〇〇円	
小デスク	一	七〇、〇〇円	七〇、〇〇円	
大卓子	一	一〇、〇〇円	一〇、〇〇円	
教師用卓子	一	一〇、〇〇円	一〇、〇〇円	
食事用卓子	一	七〇、〇〇円	七〇、〇〇円	
椅子	一	三〇、〇〇円	三〇、〇〇円	
教師用椅子	一	一五、〇〇円	一五、〇〇円	
掛椅子	一	七〇、〇〇円	七〇、〇〇円	
藤椅子	一	七〇、〇〇円	七〇、〇〇円	
学生用机	一	七〇、〇〇円	七〇、〇〇円	
学生用腰掛	一	二〇、〇〇円	二〇、〇〇円	
食事用腰掛	一	二〇、〇〇円	二〇、〇〇円	
書類箆筒	一	一七〇、〇〇円	一七〇、〇〇円	
本箱	一	六〇、〇〇円	六〇、〇〇円	
書棚	一	二〇、〇〇円	二〇、〇〇円	
雑品戸棚	一	三〇、〇〇円	三〇、〇〇円	
黒板	一	一〇、〇〇円	一〇、〇〇円	
柱時計	一	一〇、〇〇円	一〇、〇〇円	
火鉢	一	五〇、〇〇円	五〇、〇〇円	

花田 半助

⑬

学校長認可申請

国士館専門學校ニ於テ、水野練太郎(練)ヲ学校長ト相定メ度ニ付御認可相成度此段申請候也

合	移動標的	指揮刀	手旗	歩兵銃劍附	類剥製外	博物学標本鳥	理化学実験器具 ダイナモ外	炊事用具及食器	ベ	木	石	大	渡	下	掛	ス	名	教	
計									ル	劍	膏	太	り	馱	額	ト	札	壇	
	三〇	二	六〇	一〇〇	一一三	二四二			一	五〇	四	一	一〇	一五	四五	五	一	三	一一
									六五、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇	四〇〇、〇〇	五、〇〇	二〇、〇〇	一〇、〇〇	一五、〇〇	五〇、〇〇	九〇、〇〇	五、〇〇
	九一三五、九三	三〇、〇〇	二〇、〇〇	一一、〇〇	一〇〇〇、〇〇	三六七、〇〇	一四八二、九三	一七五、〇〇	六五、〇〇	五〇、〇〇	四〇、〇〇	四〇〇、〇〇	五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	四五〇、〇〇	七五、〇〇	五〇、〇〇	二七〇、〇〇	五五、〇〇

昭和四年一月 日

財団法人國士館理事

柴田徳次郎 印

文部大臣 勝田主計殿

⑭

教員採用開申

國士館専門學校ニ於テ、左記ノ者ヲ各頭書ノ学科目教員ニ採用致度ニ付キ此段開申候也

財団法人國士館理事

昭和四年一月 日

柴田徳次郎

文部大臣 勝田主計殿

記

担任学科目	毎週教授時数	専兼任	学位・称号	氏名
国語	一二	専任	文学士	上野正澄
武道(柔)	四	兼任		飯塚國三郎
漢文	四	兼任	文学士	内田周平
国語	四	兼任	文学博士	上田萬年
英語	六	専任	文学士	柴田玉宗
歴史	二	兼任	文学士	内藤政光

(教員履歴書、証明書 略)

⑮

教員採用認可申請

国士館専門學校ニ於テ、左記ノ者ヲ各頭書ノ学科目教員ニ採用致度ニ付御認可相成度此段申請候也

財団法人国士館理事

昭和四年一月 日

柴田徳次郎

文部大臣 勝田主計殿

記

担任学科目	毎週教授時間	専兼任	履歴	氏名
武道(剣)	八	専任	精錬証	小川忠太郎
武道(柔)	一〇	専任	八段	山下義昭 <small>(留)</small>
漢文	一二	専任		真藤義丸
武道(剣)	六	兼任	範士	齐村五郎
生理衛生	四	兼任		影山藤作
修身	一	兼任	ドクトル フキロソフイー	渡辺海旭
体操	四	兼任	陸軍少佐	匹田貞太郎
論理	四	専任		柴田徳次郎

(教員履歴書、証明書 略)

⑩

財産目録

動産之部

種別	金額	備考
基本金	三〇、〇〇〇 ^円	中学校基本金
預金	二二一	
諸設備	四、〇五〇	電灯電話水道其他諸設備
自動車	一、九五〇	シボレー七人乗一台
備品及什器	九、一三五	
図書	三、五九二	
預金	三〇〇、九一二	
合計	三四九、八六二	国士館専門學校創設費ノ一部別紙証明書ノ通り

不動産之部

種別	金額	備考
土地、校地	二三一、八四五	毛利家ヨリ購入
全、学校用墓地	二一九	
建物、講堂	〇二一	木造天然スレート葺建坪九拾坪七合
全、本部	一六、七三一	木造二階建瓦葺建坪階上二七坪階下四九坪五合
全、寄宿舎第一号	一三、七〇九	右同階上二五坪六七階下五二坪二三
全、剣道々場	一一、一五〇	右同平家建坪八一坪
全、寄宿舎第二号	二五、六五〇	右同二階建々坪延数一七一坪
全、中学校々舎	四四、一四九	右同坪数四〇二坪五
全、柔道々場	八、四六三	木造人造スレート葺平家建々坪一一三坪七五
雨天体操場	〇〇	
全、兵器庫	一、二〇〇	右同トタン葺平家建々坪十二坪

⑰

財団法人國土館寄附行為（改正）

第一章 目的及事業

第一条 本財団法人ハ国士タル国家有為ノ人材ヲ養成スル教育並ニ其ノ施設ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 本財団法人ノ目的ヲ達成スル為ニ左ノ事業ヲ行フ

一、國土館専門學校及國土館實務學校ヲ設立經營スルコト

二、國土館中學校ヲ設立經營スルコト

三、國土館商業學校ヲ設立經營スルコト

四、講習会ノ開催、其他本財団法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フコト

第二章 名称及事務所

全、物置	九六〇〇〇	木造平家八坪
全、館宅七棟	二八、九八七五〇	木造瓦葺総坪数一七七坪七五
井戸四個	二、一〇〇〇〇	
立木	三、一三一五〇	
其他	二、八一二五〇	石門二個便所等
合計	四一九、一三〇四五	
総計	七六八、九九二七七	

第三條 本財団法人ハ財団法人國士館ト称ス

第四條 本財団法人ノ事務所ハ東京府荏原郡世田谷町字世田谷千六番地ニ置ク

第三章 資産及會計

第五條 本財団法人ノ資産ハ左ノ各号ヲ以テ組成ス

- 一、設立当初ニ於ケル柴田德次郎、侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル不動産及基金（別紙目錄ノ通）
- 二、学校及其ノ他ノ収入金

三、寄附ヲ受ケタル金品

第六條 資産ハ之ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二トス、基本財産ハ左記ノ基金ヲ以テ之ニ充ツ

一、國士館専門學校基金拾五万円

二、國士館中學校基金參万円

但シ大正十四年ヨリ向フ五ヶ年内ニ五万円ニ達セシム

三、國士館商業學校基金參万円

但シ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ積立ツルモノトス

四、其ノ他ノ基金

普通財産ハ資産總額ヨリ基本財産ヲ控除セル殘額全部トス

第七条 基本財産ハ現金又ハ有価証券トシテ郵便官署、又ハ確實ナル銀行、或ハ信託会社ニ預入シ置クモノトス

普通財産ハ理事ニ於テ之ヲ適當ニ管理ス

第八条 本財団法人ノ經常費ハ左ノ収入ヲ以テ支弁ス

一、柴田徳次郎ノ本財団法人設立後、向フ十ヶ年間年額壹万円宛ノ寄附金

二、基本財産ヨリノ果実

三、学校及其ノ他ノ諸収入

臨時費ハ総テ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第九条 本財団法人ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 役員及顧問

第十条 本財団法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 五名乃至七名

監事 二名乃至三名

評議委員 二十名乃至三十名

第十一条 理事ハ理事会ヲ組織シ其ノ合議ヲ以テ本財団法人ノ事務ヲ執行ス

但シ理事ノ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第十二条 理事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ、其ノ任期ヲ四年トス

第十三条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フモノトス

第十四条 監事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ、其ノ任期ヲ三年トス

第十五条 評議委員ハ評議委員会ヲ組織シ、理事及監事ノ選任及理事会ノ諮問ニ応ズルモノトス

第十六条 評議委員ハ本財団法人ノ功勞者中ヨリ理事会ニ於テ推薦シ、其ノ任期ヲ五年トス

第十七条 役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ、補欠選挙又ハ推薦ヲ為ス、此ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ残任

期間トス

役員ノ任期满了スト雖、後任者ノ就任スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八条 本財団法人ニ顧問若干名ヲ置ク、顧問ノ任期ハ終身トス

第十九条 顧問ハ理事会又ハ評議委員会ニ於テ必要ト認ムル重要事項ノ諮問ニ応スルモノトス

第二十条 顧問ハ本財団法人ニ特ニ功勞アル知名ノ士ヲ理事会ニ於テ之ヲ推荐ス

第五章 理事会及評議委員会

第二十一条 理事会ハ隨時之ヲ開ク

第二十条^{(二)字訂正} 理事会ハ理事過半数出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

第二十七條 三十一字訂正 評議委員ハ理事会ノ議ニ依リ之ヲ開ク

但シ毎年一回ハ必ス開会スルコトヲ要ス

第二十八條 四十一字訂正 評議委員会ハ十名以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

第二十四條 五十一字訂正 理事会及評議委員会ノ議長ハ、其ノ都度各会員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 六十一字訂正 理事会及評議委員会ノ決議ハ、各其ノ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス、可否同数ナルトキハ各議長

ノ決スル所ニ従フ

第六章 補則

第二十八條 七十一字訂正 本寄附行為ニ規定ナキ事項ハ民法ノ規定ニ依ル

第二十七條 八十一字訂正 本寄附行為ハ理事会ノ議ヲ經、評議委員過半数ノ同意ニヨリ主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ變更ス

ルコトヲ得

大正八年十一月六日

財団法人國士館設立者

柴田徳次郎

小村 欣一

附属第四号

木造瓦葺平家（平家）壹棟

此建坪 八坪

此見積価格金六百円

一、全所壹千五番地ノ参所在

屋形流付堀井戸 壹個

此見積価格金参百円

一、全所壹千五番地ノ四所在

屋形流付堀井戸 壹個

此見積価格金参百円

見積価格合計金五万九千弍百円也

一、館宅 六棟

一、基金 参万円也

以上

（以下略）

一四 昭和四年三月 國土館専門學校設立二付書簡（旧資料室収集資料）

拝啓時下春暖の候に相向ひ候処愈御健勝慶賀の至に御座候

扱て財団法人國土館は予て帝都の西部世田谷に於て明治維新の傑士吉田松陰先生の祠畔に國土館中學校並に國土館商業學校を設立し人材の養成に力を尽し来り候処近時浮華輕佻俗をなし奇矯過激の思想の青年子弟の脳裡に浸潤せるの世相に鑑み三千年の歴史を有する金歐無欠の我が国体精神を涵養し東洋固有の文化の精髓を發揚し質実剛健の士風を興起し宇内の大勢に順応し世界に雄飛するに足るべき有為の人物を育成するの最も國家の為め緊切肝要なるを痛感し心身修養の道場として今回更に文部省の認可を得て國土館専門學校を起し不肖親ら之を統裁すること、相成り候に付今後一層御後援を得て本校設立の目的を達成致し度何卒宜敷御願申上候尚本校は将来中學校に於て国語漢文教授の任に当り兼て武道の師範たるべき者を養成せんことを期し国体の本義を体得し勤勞を尚ひ剛健なる士風を持し東洋文化の精神を解し更に武道に依りて心身を鍛練せしめ闊達有為の氣風を涵養するを以て本領とし清新にして特色ある私学として起ちたるものにて之に依て聊か報効の誠を致さんことを期する次第に有之候間何卒本校の使命と抱負に關し此際教育者各位の御諒承を冀

ひ度右以書中御挨拶旁此段得貴意候 敬具

昭和四年三月十六日

國士館専門學校長

法学博士 水野鍊太郎

殿

一五 昭和四年三月 國士館實務學校設置認可書写（旧資料室収集資料「認可書類綴」）

巳学第九八五号

財団法人 國士館

昭和四年一月三十日付申請國士館實務學校設置ノ件認可ス

昭和四年三月廿九日

東京府知事 平塚 廣義（公印）

*設置認可を東京府知事が行ったことは、実務学校が、府の管理下にある各種学校であることを示

している。

一六 昭和五年四月 国士館實務學校学則変更認可申請手續書類

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ七三)

(一) 学則変更につき文部大臣宛報告書原本 (東京府公用箋)

私立学校学則変更指令案

午学第三八一八号

財団法人国士館

昭和五年四月九日付申請国士館實務學校学則中変更ノ件認可ス

年 月 日 知 事

第二案

年 月 日 知 事

文部大臣宛

私立学校学則中変更ノ件

國士館實務學校学則別紙ノ通り変更ノ件本日認可候条、此段及報告候也

(備考)

拓植科ヲ独立セシメ國士館高等拓植學校設置ノタメ当該事項ヲ学則中ヨリ削除

(二) 東京府知事宛学則改正願書原本 (東京府公用箋)

①

〔昭和5(東京府經由印)4.9 午学第3818号〕

学則改正願

今般國士館實務學校学則中、別紙ノ通り改正致度ニ付御認可相成度、改正理由書並ニ附屬書類相添へ、此段申請候也

昭和五年四月九日

國士館實務學校設立者

財団法人國土館理事

柴田徳次郎(公印)

東京府知事 牛塚虎太郎殿

②

學則改正理由

現國土館實務學校拓殖科ハ近來ノ人口、食糧問題及ビ中学校卒業者ノ就職難等各種問題解決ノ一端トシテ之ヲ獨立セシメ國土館高等拓殖學校トシ専ラ南米發展ノ第一線ニ立チテ活動スベキ国土的人材ヲ養成セントス
シ自然拓殖科廢止ニ伴フ諸条項改正ノ必要アリテ之ヲ改正セントス

③

改正要項

- 一、第一章第一条中「拓植」ノ二字ヲ削除シ商工ノ下ニ「業」ノ一字ヲ加ヘ商工業ニ必要ナル云々トナス
- 一、第二章第三条中「毎年」ノ二字ヲ削除ス
- 一、第三章第六条中「商工科ハ」ノ四字及ビ「拓殖科ハ昼間授業トス」ノ十字ヲ削除シ「シ」ヲ「ス」ト訂正ス

一、第四章第七条中「学科課程」ヲ「学科目課程」トシ課程表中ノ商工科ノ三字及ビ拓殖科ノ学科課程表全

部ヲ削除ス

(三) 国士館實務學校学則

国士館實務學校学則(新)

「」削除部分

第一章 目的

第一条 本校ハ商工「業拓^業権」ニ必要ナル教育ヲ施シ会社、銀行其他實務ニ従事スル真摯ナル実務家ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 修業年限及学年学期

第二条 本校修業年限ヲ一年トス

第三条 学年ハ「毎年」四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ別チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第三章 休業日及授業

第五条 本校ノ休業日ハ左ノ如シ

日 曜日

大祭祝日

本校記念日 十一月四日

春季休業 自三月二十一日至四月七日

夏季休業 自八月一日至八月三十一日

冬季休業 自十二月二十五日至一月七日

第六条 本校ノ授業ハ「ナ商工科小」昼間夜間ノ二部授業ト「シ」^ス「拓殖科小昼間授業ト木」

第四章 学科課程

第七条 本校ノ「学科^目課程」左ノ如シ

商		二		科		科	
学科目	毎週授業時数	学科目	毎週授業時数	学科目	毎週授業時数	学科目	毎週授業時数
国民道徳	二	国民道徳	二				
国史	二	国史	二				
商業通論	二	商工経営	二				
会計実務	二	植民史	二				
商業実務	四	植民政策	二				
銀行実務	二	海外事情	四				
保険実務	二	外交史	二				
信託実務	二	経済学	二				
商工経営	二	植民地理	二				
商法	二	国際法	二				
商事会社	二	経済政策	二				
商業英語	三	外国語	三				
武道	三	武道	三				
農業実習	二	農業実習	二				
計	三二	計	三二				

第五章 入学及退学

第八条 本校ニ入学シ得ル者ハ、左ノ各号ノ一二該当スル者ニシテ、本校ニ於テ詮衡シタル者ニ限ル

- 一、中学校卒業者
- 二、専門学校入学者検定規定ニ依リ指定セラレタル者
- 三、同規定ニ依ル試験検定合格者

四、前各号同等以上ノ学力アリト認メタル者

第九条 本校ニ入学セントスル者ハ、所定ノ入学願書ニ入学考査料金三円ヲ添ヘ願出ツヘシ

第十条 退学セント欲スル者ハ、事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ受クヘシ

第六章 試験及卒業

第十一条 試験ハ各学科目ニ付毎学期ノ終ニ之ヲ行フ

第十二条 卒業ハ各学期ノ成績ヲ考査シテ之ヲ判定ス

第十三条 卒業者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第七章 入学金及授業料

第十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ、入学金五円ヲ納付スルコトヲ要ス

第十五条 授業料ハ年額六拾六円トシ八月ヲ除キ分納スルコトヲ得

第十六条 一旦納付セル諸料金ハ一切返還セス

第八章 賞罰

第十七条 學術操行優良ナル者ハ表彰ス

第十八条 左ノ各号ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

- 二、学業成績不良ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 三、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者
- 四、授業料ヲ納付セサル者

(以 上)

(四) 東京府知事宛國士館實務學校開校延期願書原本 (東京府公用箋)

〔昭和6^(東京府 經由印) 7. 4 未学 8 1 9 2〕

國士館實務學校開校延期願

本校ハ曩ニ拓植科ヲ分離シ國士館高等拓植學校ヲ設立シテ、以来之ガ内容ノ充實設備ノ完成ニ努力中ニ有之、
從テ右完成ヲ俟テ改メテ開校致シ度候ニ付、来ル昭和七年四月迄開校期日延期方御認可相成度此段奉願上候

敬具

昭和六年七月四日

國士館實務學校設立者

財団法人國士館

東京府知事牛塚虎太郎殿

理事 柴田徳次郎(公印)

一七 昭和六年七月 國士館實務學校開校期日変更認可書原本

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ一五ノ二)

未学第八一九二号

財団法人國士館

昭和六年七月四日付願國士館(館)實務學校開校期日変更ノ件認可ス

年月日

知事

(備考) 設備ノ關係上、昭和七年四月迄開校期日ヲ延期セントスルモノニシテ、事情已ムヲ得サルモノト認ム

一八 昭和一〇年二月 國士館實務學校廢止認可書原本

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ一三三)

(二) 國士館實務學校廢止文部大臣宛進達書原本 (東京府公用箋)

國士館^(館)實務學校設立者財団法人國士館^(館)

昭和十年二月十二日付願其ノ校廢止ノ件認可ス

年 月 日 知 事

第二案

年 月 日 知 事

文部大臣宛

國士館^(館)實務學校廢止ノ件本日認可候

備考

一 昭和四年三月設立認可以來開校セサルタメ、德瀨本申請ヲナサシム

(二) 東京府知事宛國士館實務學校廃止認可願書原本

①

〔昭和10^(東京府經由印)2.12 亥学786〕

申請書

國士館實務學校設立者

財団法人 國士館

理事 副島 義一 (印)

東京府知事

横山 助成 殿

予テ開校延期中ノ國士館實務學校ハ、校舍経費等ノ關係上、此際廃止致度候ニ付御認可相成度別紙理事会決議書相添へ此段申請候也

昭和十年二月十二日

②

理事会決議書

昭和十年一月卅日午前十時開会左ノ通り決議ス

一、予テ開校延期中ノ國士館實務學校ハ、当分開校ノ見込ミ立タザルニ付廃止スルコト。 以上

昭和十年一月卅日

財団法人國士館

理事 野田俊作 (印)

同 眞藤義丸 (印)

同 副島義一 (印)

同 大林一之 (印)

同 末永一三 (印)